

令和5年度版

八代市男女共同参画年次報告書



YATSUSHIRO

熊本県八代市

目次

I	第2次八代市男女共同参画計画の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画策定の背景	3
5	第2次八代市男女共同参画計画の施策の体系	5
II	第2次八代市男女共同参画計画の成果指標進捗状況及び取組状況	
	「第2次八代市男女共同参画計画」令和4年度成果指標進捗状況及び取組状況	7
III	令和4年度男女共同参画推進室の事業実績	
	男女共同参画推進室の活動経過	45
	男女共同参画に関する推進事業	48
	男女共同参画に関する啓発事業	50
IV	データでみる八代市の男女共同参画の状況	
	八代市における審議会等委員への女性の登用状況調査	53
V	資料	
	八代市男女共同参画推進条例	57
	八代市男女共同参画推進条例施行規則	61
	八代市男女共同参画審議会委員名簿	64
	男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD一覧	65
	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク（八代みらいネット）	71

I

第2次八代市男女共同参画計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市は、平成 21 年 3 月に「八代市男女共同参画計画（平成 21 年度～平成 30 年度）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、「男女が性別にとらわれず、多様な価値観を認め合って、個性と能力を十分に発揮することにより、男女がともに支え合う元気都市“やつしろ”の実現」を将来像に掲げ、各種施策を推進してきました。

こうした中、少子高齢化の急速な進展による労働人口減少社会の中において、活力あるまちを持続していくためには、男女が共に支え合い、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することがますます重要となっています。

また、平成 27 年 9 月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が施行されるなど、女性の活躍に向けた取組みを推進していくことが求められています。平成 30 年度をもって現計画の期間が終了することに伴い、これまでの成果や課題、国・県の動向、社会情勢の変化を踏まえ、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するための「第 2 次八代市男女共同参画計画」（以下「第 2 次計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は「男女共同参画社会基本法」第 14 条に基づく「市町村男女共同参画計画」と位置づけます。
- (2) 本計画は「八代市男女共同参画推進条例」第 10 条に基づく男女共同参画の推進に関する行動計画であって、八代市総合計画の部門計画と位置づけます。
- (3) 本計画は「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」と位置づけます。
- (4) 本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」と位置づけます。
- (5) 本計画は全市的に男女共同参画社会づくりを推進するため、市民、地域、事業所、行政が一体となって、協働するための指針と位置づけます。

3 計画の期間

2019（平成 31）年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

4 計画策定の背景

(1) 国の動き

国においては、「日本再興戦略（平成 25 年 6 月閣議決定）」の中核に「女性の活躍」を位置づけ、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉えた取組みを推進するとともに、平成 27 年 9 月に「女性活躍推進法」を施行し、平成 27 年 12 月には、平成 28 年度から平成 32 年度までの施策を掲げた「第 4 次男女共同参画基本計画」（以下「国第 4 次計画」という。）を策定しました。

平成 30 年 5 月には国会や地方議会の選挙での男女の候補者の数ができる限り「均等」になることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されるなど、あらゆる分野において女性の活躍に向けた施策が推進されています。

(2) 熊本県の動き

熊本県では、平成 26 年 8 月に県内の経済界をはじめとする関係機関・団体などの多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置し、平成 27 年 2 月には『企業、女性・男性、社会が“変わる”』という視点で、各参加団体が連携して取り組む施策・事業所などを取りまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を策定しました。

また、平成 28 年 3 月に「第 3 次熊本県男女共同参画計画」の成果と課題及び新しい動きなどを踏まえた「第 4 次熊本県男女共同参画計画」を策定しました。

(3) 八代市の取組み

本市では、平成 21 年度から「男女がともに認め合い、支え合う元気都市“やつしろ”の実現」をめざして、男女共同参画の視点に立ったまちづくり、地域づくりを行うために、「八代市男女共同参画計画」をスタートさせました。また、同年度には市を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組むために、「男女共同参画都市」を宣言しました。

平成 25 年度には、国・県の動向をはじめ社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ「八代市男女共同参画計画」の一部見直しと平成 26 年度からの実施計画を策定し、総合的かつ計画的に様々な施策を展開してきました。

(4) 男女共同参画をめぐる新たな動き

①女性活躍の推進

平成 25 年 6 月、「日本再興戦略」において「女性の活躍」を日本の成長戦略の中核と位置づけることが閣議決定され、平成 27 年 9 月には「女性活躍推進法」が施行されるなど、女性はその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のための環境整備や取組みが求められています。

②ワーク・ライフ・バランスの推進（男女の働き方改革）

平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、働き方改革は、一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジと位置づけられています。また、「国第 4 次計画」では「男性中心型労働慣行の見直しと女性の活躍」が柱のひとつとなっており、これまでの長時間勤務が当たり前とされてきた男性中心の働き方などを前提とする労働慣行などを変革し、多様で柔軟な働き方が選択できる労働環境づくりを推進することが、女性の活躍に繋がるとともに、男女がともにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が図れる社会の実現にも必要とされています。

③男女共同参画の視点での防災体制づくり

被災地において、女性たちの生活者としての視点を活かした活動が、復旧・復興に対して大きな役割を果たしたことが認識されています。一方で、避難所の運営などにおいて女性の視点に立った対応が十分ではなかったなど、課題も明らかになりました。

過去の災害対応における経験を基に国では、災害に強い社会の構築には、男女共同参画社会の実現が不可欠であるとし、平成 25 年 5 月に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成し、地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示しています。「国第 4 次計画」でも、地域における防災力を向上させるためにも、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が必要とされています。

5 第2次八代市男女共同参画計画の施策の体系



II

第2次八代市男女共同参画計画の 成果指標進捗状況及び取組状況

「第2次八代市男女共同参画計画」令和4年度成果指標進捗状況及び取組状況

項目	第2次計画策定時 (H29年度意識調査 及びH29状況値)	目標 (令和5年度)	令和4年度 直近の状況 (日付)
基本目標1 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり			
男女の地位の平等感について平等と思う人の割合 (意識調査項目)	21.1%	33%	13.8%
「男は仕事、女は家庭」などと性別で役割を固定する考え方について賛成しない人の割合 (意識調査項目)	71.2%	75%	79.5%
基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり			
審議会・委員会への女性の登用率	30.9% (H30.3.31)	40%	29.4% (R5.3.31)
女性の人権擁護委員の数(人数)	38.1% (8人/21人) (H30.3.31)	50%	47.6% (10人/21人) (R5.4.1)
【参考】市議会における女性議員の割合(人数)	3.6% (1人/定数28人)		0.0% (0人/定数27人) (R5.4.1)
熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受けた事業所数(累計数)	4事業所 (H30.4.1)	6事業所	7事業所 (R5.4.1)
市内事業所における正社員の女性管理職の割合 (意識調査項目)	24.7%	30%	21.7% (R4)
家族経営協定を締結している農家数	419戸 (H30.3.31)	450戸	495戸 (R5.3.31)
女性の認定農業者数(女性の単独申請及び夫婦共同申請者の計)	162人 (H30.3.31)	180人	173人 (R5.3.31)
女性農業委員の割合(人数)	5.4% (2人/37人) (H30.4.1)	21% (4人/定数19人)	15.8% (3人/19人) (R5.3.31)
【参考】女性のJA理事の割合(人数)	7.1% (2人/28人) (H30.3.31)		10.7% (3人/28人) (R5.3.31)
女性市政協力員の割合(人数)	1.2% (4人/331人) (H30.3.31)	4% (13人/331人)	2.1% (7人/330人) R5.3.31
地域協議会女性役員の割合(人数)	18.9% (80人/423人) (H30.3.31)	25% (106人/423人)	18.6% (77人/414人) (R5.3.31)
スポーツ推進委員の女性の割合(人数)	28.8% (19人/66人) (H30.3.31)	32% (21人/66人)	30.0% (18人/61人) (R5.3.31)
ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度(内容まで知っている人の割合)(意識調査項目)	24.3%	35%	31.8%

項目	第2次計画策定時 (H29年度意識調査 及びH29状況値)	目標 (令和5年度)	令和4年度 直近の状況 (日付)
市内事業所における男性の育児休業取得割合 (意識調査項目)	7.6%	10%	25.5%
【参考】保育所の利用児童数	4,437人 (H30.4.1)		3,960人 (R5.4.1)
【参考】放課後児童クラブの利用児童数	1,363人 (H30.4.1)		1,384人 (R5.4.1)
【参考】勤務時間外在校時間数が月80時間以上の 教職員の割合(4~6月の月平均)	11.3%		3.5% (R4.4~6月)
基本目標3 安全で安心して暮らせる社会づくり			
デートDVの言葉の認知度(内容まで知っている人の割合) (意識調査項目)	39.8%	45%	41.7%
【参考】市の相談窓口におけるDV相談実人数	47人 (H30.3.31)		14人 (R5.4.1)
乳がん検診受診率	10.3%	50%	10.0%
子宮頸がん検診受診率	9.5%	50%	14.9%
女性消防団員の数	31人 (H30.3.31)	50人	35人 (R5.3.31)
【参考】自主防災組織の会長に占める女性の割合	2.8% (H30.3.31)		2.7% (6人/221人中) (R5.3.31)
基本目標4 推進体制づくり			
市の管理職員(課長級以上)に占める女性職員の割合	9.3% (H30.4.1)	15%	12.5% (R5.4.1)
市の役付職員(係長級以上)に占める女性職員の割合	19.5% (H30.4.1)	27%	25.8% (R5.4.1)
市の男性職員の育児休業取得割合	5.3% (H30.4.1)	10%	11.8% (2人/17人) (R5.4.1)
時間外勤務の縮減(職員1人あたりの年間平均超過 勤務時間)	96.9時間 (H26年度)	87.2時間 (年間)	138.7時間
有給休暇消化率	24.4% (9.6日) (H26年度)	30% (12日)	28.2% (10.9日)
八代市男女共同参画社会づくりネットワーク(八代 みらいネット)の加入団体数	24団体	36団体	29団体 (R5.4.1)

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標1 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定	課題	
(1) 意識改革のための広報・啓発の推進	①男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進	【1】男女共同参画に関する広報・啓発の推進	市民の男女共同参画への関心と理解を深めるために、広報紙、ホームページ、イベントなどによる広報・啓発活動を行う。	人権政策課	・男女共同参画週間におけるパネル展示、本庁舎1Fロビー(6/23~29) ・次期計画策定のための市民ワークショップの開催(9/23)参加人数:17人 ・情報誌Mi☆Rai第19号の発行、地区回覧(2/1発行) ・「いっそDEフェスタ」の開催、オンライン同時配信(2/12)参加人数:201人 ・ホームページやSNS、市報による広報・啓発(随時)	ホームページや市報への記事掲載、情報誌Mi☆Raiの発行、いっそDEフェスタの開催などにより広報・啓発活動を行う。	イベント等への若年層の参加が少ないため、広報・啓発方法等の検討が必要である。	
				生涯学習課	講座等の主催事業において男女混合名簿を導入している。また学習機会を男女問わず提供している。	性別の固定的な役割分担意識解消のため、家庭・学校・職場・地域などへ学習機会の提供を行った。 ・男女共同参画アドバイザー派遣事業 0件 ・啓発DVDの貸出 対象本数:16本 貸出回数:3回	性別の固定的な役割分担意識解消のため、家庭・学校・職場・地域などへアドバイザーの派遣や啓発DVDの貸出等、学習機会の提供を行う。	男女共同参画アドバイザー派遣事業については、ホームページへの掲載やチラシの設置による周知を行っているが、利用が無い。広報手段を含め実施方法等の検討が必要である。
				学校教育課	男女混合名簿については、全ての学校で導入が完了している。各学校に対し、性別の固定的な役割分担の意識解消に向けた資料等、関係機関からの情報提供などを行った。 制服について性別によるものでない男女共用の制服(いわゆる「第3の制服」)の導入について数校で検討がなされた。	講座等の主催事業において男女混合名簿を導入している。また学習機会を男女問わず提供している。	家庭教育学級や主催講座等を通じて、性別による固定的な役割分担意識の解消のための意識啓発を引き続き行う。今後は更に地域学校協働活動における男女共同参画を促進する。	講座等の受講者数を見ると男性が少ない傾向にある。
	②固定的役割分担意識の解消に向けた意識改革	【2】性別による固定的な役割分担意識の解消のための意識啓発	性別の固定的な役割分担の意識解消のため、男女混合名簿の導入推進や家庭・学校・職場・地域などへ学習機会の提供を行い、男女共同参画の推進を阻害する慣習や慣行の見直しを行う。	人権政策課	性別の固定的な役割分担意識解消のため、家庭・学校・職場・地域などへ学習機会の提供を行った。 ・男女共同参画アドバイザー派遣事業 0件 ・啓発DVDの貸出 対象本数:16本 貸出回数:3回	性別の固定的な役割分担意識解消のため、家庭・学校・職場・地域などへアドバイザーの派遣や啓発DVDの貸出等、学習機会の提供を行う。	男女共同参画アドバイザー派遣事業については、ホームページへの掲載やチラシの設置による周知を行っているが、利用が無い。広報手段を含め実施方法等の検討が必要である。	
				生涯学習課	講座等の主催事業において男女混合名簿を導入している。また学習機会を男女問わず提供している。	家庭教育学級や主催講座等を通じて、性別による固定的な役割分担意識の解消のための意識啓発を引き続き行う。今後は更に地域学校協働活動における男女共同参画を促進する。	講座等の受講者数を見ると男性が少ない傾向にある。	
				学校教育課	男女混合名簿については、全ての学校で導入が完了している。各学校に対し、性別の固定的な役割分担の意識解消に向けた資料等、関係機関からの情報提供などを行った。 制服について性別によるものでない男女共用の制服(いわゆる「第3の制服」)の導入について数校で検討がなされた。	今後も学校に対し、性別の固定的な役割分担の意識解消に係る関係機関からの情報提供などを行っていく。令和5年度から3校で男女共用の制服(いわゆる「第3の制服」)を導入する予定。	全校的に、学校における標準服・制服の男女別設定ではなく、選択制の導入について検討する必要がある。	

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標1 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定	課題
(2) 男女共同参画の教育・学習の推進	①家庭・地域・職場における男女共同参画の学習機会の提供	【3】事業所などが主催する講座、研修会などの男女共同参画推進活動の支援	事業所・学校・団体などが主催する講座・研修会に講師（アドバイザーなど）を派遣するなど、啓発活動を支援する。	人権政策課	「アドバイザー派遣事業」の実施 0件 ホームページへの記事掲載や各コミュニティセンターへのチラシの設置により周知を行ったが、利用がなかった。	「アドバイザー派遣事業」の実施	ホームページへの記事掲載やチラシの設置による周知を行っているが、利用が無い。広報手段を含め実施方法等の検討が必要である。
				生涯学習課	家庭教育学級等において、社会教育指導員の派遣や生涯学習指導者名簿から講師を紹介する等、啓発活動を支援した。 社会教育指導員派遣回数：21回 家庭教育学級等の開催：316回 生涯学習指導者名簿登録者数：87名	今後も家庭教育学級等において、社会教育指導員や生涯学習指導者名簿から講師の紹介を行っていくとともに、生涯学習指導者の拡充を図る。	家庭教育学級開催数は前年度より増加しているが、参加数の減が顕著にみられた。
	②男女共同参画の視点に立った教育の充実	【4】男女共同参画に関する資料・情報などの収集と活用	市民・団体に対し男女共同参画・男女平等などの推進のため、情報提供や学習教材の貸出を行う。	人権政策課	・国や県から送付される男女共同参画に関する資料や情報などについて、ホームページ等により随時周知した。 ・啓発DVDの貸出 対象本数：16本 貸出回数：3回	国や県から送付される男女共同参画に関する資料や情報などについて、情報提供を行うとともに、啓発DVDの貸し出しを行う。	分かりやすい情報提供に心がけ、効果的な推進に取り組む必要がある。
				学校教育課	各学校へ関連教材の情報提供等を行うとともに、基本的人権の尊重や人権同和学習、キャリア教育等の学習に計画的に取り組むよう通知した。各学校においては、年間指導計画に基づき、社会科や学級活動、総合的な学習の時間を中心に取り組んだ。	引き続き情報提供を行い、各学校においても年間指導計画に基づき、学習に取り組んでいく。	各学校における人権同和学習、各教科の学習を通して、男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上を図ることができているが、引き続き全学校共通理解できるよう研修会の充実を図る必要がある。
	【5】多様な選択を可能にする教育・学習の推進	基本的人権の尊重や男女共同参画の意義などに関する授業に積極的に取り組むとともに、児童生徒が性別による固定的な役割分担意識にとらわれないキャリア教育・進路指導を実践する。	教育サポートセンター	本サポートセンターの特別活動研究部会で作成した特別活動実践ガイドをもとにその実践のあり方について研修会で啓発を行った。その中で、固定的な役割分担意識にとらわれないキャリア教育・進路指導の基盤づくりを行い、基本的人権の尊重や男女共同参画を意識した取組を進めた。	本サポートセンターで作成した特別活動実践ガイドの周知を更に図るとともに、特別活動の時間以外においても取組が進むよう啓発を行っていく。	より多くの教職員に特別活動実践ガイドの内容を周知するとともに、そのことが児童生徒の学びにつながっていくようにしていく必要がある。	

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標1 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定	課題
		【6】教職員・保育士に対する意識啓発	教職員や保育士などに対し、男女共同参画・男女平等の視点に立った学習機会を提供し、意識啓発を図る。	学校教育課 こども未来課	校長・園長研修や初任者研修等で男女共同参画に関する研修を実施した。また、各学校・園において、校内研修、人権レポート研修会、人権同和学習の実践等の機会をととして意識の啓発を図った。 八代地区人権同和教育・人権啓発研修会において、多様性(LGBTQ)をテーマにした講座があり、各園からも参加し、職員の意識啓発を行った。 (テーマ)「多様な性ってなんだろう? ~すべての子どもがすごしやすい学校とは~」 (講師) 認定非営利活動法人ReBit	引き続き各中学校区でのレポート研修や人権同和学習の実践、各研修の機会をととして意識の啓発を図っていく。 研修会などへの参加、園内研修の実施等を行い、意識啓発を図る。	各学校・幼稚園研修、初任者研修、人権レポート研修会、人権同和学習の実践等の機会を引き続き充実させる必要がある。 研修参加により、多様な性に対する理解を深めることができた。幼児にも、性的指向・性自認で悩んでいる子どもがいるかもしれないという意識を持ち、適切な対応ができるよう保育園職員全員がさらに認識を深める必要がある。
(3) 国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり	①情報収集及び提供	【7】国際的な情報の提供	男女共同参画に関する国連の動きや先進国の状況などを収集し、人権啓発センターやホームページなどで情報を提供する。	人権政策課	・「いっそDEフェスタ」において、SDGsに関する講演会を行った。 「SDGsとジェンダー～持続可能な地域社会の処方箋」 大崎麻子氏 ・人権啓発センターにジェンダーギャップ指数に関するパネルを掲示し情報提供を行った。	男女共同参画に関する国連の動きや先進国の状況などについて情報収集し、提供する。	日本の取組は諸外国と比べ後れをとっているため、国際的な動きについて情報収集及び提供していく必要がある。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標1 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定	課題
	②多文化共生の推進	【8】多文化理解と交流の推進	学校、地域などで市民と外国人とのふれあいやさまざまな文化を体験する機会を提供し、他文化への理解と認識を深めることを推進する。 また、国や県、国際交流団体などが実施する交流に対し協力・支援を行う。	国際課	<p>1) 出前講座「おしえてJICA海外協力隊」実施 小中学校9校で実施。JICA海外協力隊の経験者による講演や地域の外国人技能実習生との交流など、異文化への理解を深める機会となった。 ○実施日：8/30二見中、11/17鏡小、12/2日奈久中、12/15東陽小、1/17泉小・中、1/27太田郷小、1/27千丁小、2/17八代小、2/21八千把小</p> <p>2) 英語ブックフェアの開催 英語の本に関連したゲームや読み聞かせなど、本を通じて英語に親しんでもらうイベントを開催。 ○開催日：11/5</p> <p>3) 親子で楽しむ！世界の料理教室開催 アメリカ出身の国際交流員が講師となり、親子で参加できる料理教室を開催。出身地の郷土料理の調理や文化紹介などを通じて異文化への理解を深めてもらった。 ○開催日：2/26</p> <p>4) やつしろ国際協会による取組 やつしろ国際協会（事務局：国際課）の活動を通じて、多文化共生への理解促進に取り組んだ。</p>	<p>1) 出前講座「異文化たいむ～世界のことを学ぼう～」実施 おしえてJICA海外協力隊から名称変更。JICA海外協力隊の経験者や国際交流員による講話、技能実習生との交流を通じて、異文化への関心を高める。</p> <p>2) 国際交流員による出前講座 各学校等からの依頼により対応予定（通年）</p> <p>3) 英語ブックフェアの開催 令和4年度に実施したブックフェアの内容をもとに、より充実させたイベントを開催する。</p> <p>4) やつしろ国際協会による取組 引き続き、やつしろ国際協会（事務局：国際課）の活動を通じて、多文化共生への理解促進に取り組む。</p>	3) について、ブックフェアのターゲットとしていた学生の参加者が少なかったため、教育機関に協力を仰ぐなど、周知に力を入れる。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標1 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実施	令和5年度の実施予定	課題
				学校教育課	各学校にALTを配置し、子供たちが英語に慣れ親しむとともに、異文化理解を深めるための活動を行った。	今後も授業等でのALTの活用をますます充実させるとともに、地域住民や子供たちを対象として英語を使ってALTとコミュニケーションを図るイベント等の更なる充実を図っていく。	授業等でのALTの活用、地域住民や子供たちを対象として英語を使ってALTとコミュニケーションを図るイベントを引き続き実施する必要がある。
		【9】外国にルーツを持つ子どもに対する支援体制の充実	日本語の理解が十分でない、外国にルーツを持つ子どもが他の子と同様に理解し授業が受けられるよう、必要に応じて日本語指導員の配置を行う。また、文化や習慣の違いから生じる悩みなどを相談できる窓口を設置する。	学校教育課	外国にルーツをもち、日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導を行うため、日本語指導員3人を配置した。日本語指導の対象児童は8人であった。	日本語指導員を1人増やし4人体制とし、引き続き日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導を充実させていく。	日本語指導員の指導に必要な児童生徒に対する日本語指導を行うことができた。日本語指導員の指導力向上のための研修を引き続き充実させる必要がある。
				教育サポートセンター	「やつしろ子ども支援相談室」を設置し、八代市内の幼稚園、小、中、特別支援学校に通園・通学している子供たちに関する相談を受けている。令和4年度の実施件数は339件あったが、その内、外国にルーツを持つ子供たちに関する相談件数は2件あった。	外国にルーツを持つ子供たちに関する相談があった場合、スムーズに関係機関につなぐことができるよう、関係機関との情報共有を定期的に図っていく。	課題を抱えている外国にルーツを持つ子供たちや保護者が、「やつしろ子ども支援相談室」につながりやすくなる状況をつくる必要がある。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標1 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度取組	令和5年度取組予定	課題
		【10】在住・滞在外国人に対する人権の配慮	在住・滞在外国人の不安や悩みを解消するため、人権に配慮しながら、暮らしに関する情報を提供するとともに各種相談に適切に対応する。	国際課	<p>1)多言語通訳システム・母国語交流員配置 市庁舎にタブレットや電話による3者間通訳機能を備えた多言語通訳システム(19言語対応)を運用し、外国人が相談や手続き等を行いやすい環境を整えた。また、総合案内所横に母国語交流員を配置し、外国人からの生活相談等に対応した。 ○母国語交流員対応言語、配置実績 英語・タガログ語：年23日配置 中国語：年24日配置</p> <p>2)行政書士による入国管理問題無料相談会の開催 ○開催日：8/16、11/15、2/14</p> <p>3)にほんご交流ひろばの開催 日本の文化や地域の祭り、生活習慣等をテーマに、外国人が日本人サポーターと交流しながら日本語を学ぶ日本語教室を開催。 ○開催日：6/5、6/26、8/7、9/11、10/2、11/13、12/18 1/15、2/12</p>	<p>1)多言語通訳システム・母国語交流員の配置 多言語通訳システム、母国語交流員の配置を継続する。</p> <p>2)行政書士による入国管理問題無料相談会の開催</p> <p>3)にほんご交流ひろばの開催 定期的開催し、日本語の学びや市民同士の交流の機会を提供する。今年度より、やつしろ国際協会が運営主体となり取り組む。</p>	取組に対する認知度を上げるため、これまで以上に積極的に広報活動を行う必要がある。
				人権政策課	人権啓発センターだより「かたらんね」(WEB)版「人権尊重と明るい職場づくり」と題して50分の動画を制作、配信した。動画の内容に、外国籍の方の働く権利、生存権についても組み入れた。	人権啓発センターだより「かたらんね」(WEB)版で「ヘイトスピーチ解消法」について動画を制作配信を予定。	より広く周知するためには、インターネットによる動画配信以外の、啓発手法を検討する必要がある。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実施	令和5年度の実施予定	課題
(1) あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画	①女性のエンパワーメント支援	【11】女性のエンパワーメント支援	政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、固定的性別役割分担意識の解消、女性の意識改革及び能力向上セミナー、講座などを開催する。	人権政策課	女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスをテーマに男女共同参画推進セミナーを開催した。 時期：10月～11月 開催方法：会場及びオンライン 回数：3回 延べ参加人数：54人	女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスをテーマに男女共同参画推進セミナーを開催する。	より多くの方に参加してもらうため、内容や開催方法、周知方法等について検討する必要がある。
	②審議会などへの女性の積極的登用	【12】審議会、政治分野などへの女性の積極的登用の促進	「八代市審議会等の設置及び運営に関する基本指針」において、女性を積極的に委員に登用することを規定しており、今後も政策、方針決定の場への女性の積極的な登用を促進する。 また、政治分野における男女共同参画推進に必要な啓発活動や環境整備の施策の実施に努める。	デジタル推進課	審議会等での女性の登用率について、所管課に調査を行った。	前年度において、女性委員の割合が成果指標「審議会・委員会への登用率」の目標値（40％）に満たない場合の理由・問題点を把握し、所管課に対し、「基本指針」の認識や理解を深めてもらうため、人権政策課と連携・協力して職員の知識を深める。	「八代市審議会等の設置及び運営に関する基本指針」に対する認識や、運用への理解を所管課に深めてもらう必要がある。
				人権政策課（全部署）	「審議会等への登用状況調査」を通して全庁的に女性の積極的登用を周知した。また、「女性人材リスト」登録者の拡充を行い、積極的な活用を働きかけた。政治分野における男女共同参画推進については、登用状況調査を通して、議会事務局と情報共有を行った。 「女性人材リスト」登録者数：37人（R5.5.1現在）	審議会等への女性の積極的登用を全庁的に働きかける。また、「女性人材リスト」の拡充及び活用の働きかけを行う。政治分野における男女共同参画の推進については、議会事務局と情報共有を行う。	審議会等への女性の登用を促進するため、「女性人材リスト」を拡充する必要がある。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実施	令和5年度の実施予定	課題
	③事業所における方針決定の場への女性の参画促進	【13】事業所のポジティブアクション（男女格差の積極的是正措置）取組みの推進	男女格差の是正のため、事業所に対し、セミナーの開催や事業所における学習会などへの専門家の派遣などを行う。	人権政策課	「アドバイザー派遣事業」の実施 0件 ホームページへの記事掲載や各コミュニティセンターへのチラシの設置により周知を行ったが利用がなかった。	「アドバイザー派遣事業」を実施する。	ホームページへの記事掲載やチラシの設置による周知を行っているが、利用が無い。広報手段を含め実施方法等の検討が必要である。
				商工・港湾振興課	事業所に対し、積極的な取組みを促すため、国・県などの情報から専門家の派遣等の情報を提供した。	関係機関からの情報提供を継続していく。	担当課として、当該施策に対して直接的に関わることでマンパワーや知見等を踏まえ困難なため、情報提供に留まっている。
(2)働く場における男女共同参画の推進	①女性の創業・就労支援	【14】女性の就労・キャリア アップ支援	女性の就労・キャリアアップのため、「熊本県しごと相談・支援センター」や「ハローワーク八代マザーズコーナー」でのキャリアカウンセリングや保育などに関する情報提供を行うとともに、再就職支援セミナーや起業支援セミナーなどの周知・情報提供を行う。	商工・港湾振興課	女性の就労やキャリアアップを支援するため「リモートワーク」や「プログラミング」に関するセミナーを開催するとともに、関係機関への情報提供を行った。	関係機関からの情報提供を継続していく。	取り組みの効果がどう出ているのか、見える化が困難。
				こども未来課	「ハローワーク八代マザーズコーナー」など他機関の就労相談窓口について、こども未来課で情報提供を行った。 また、ハローワークでの窓口においても子育て支援サービスのリーフレット等を設置し、情報提供を行った。 ひとり親家庭に対して、就職に有利となる資格取得に向けた講座受講費用の一部の助成、自立支援員による求職活動等の支援、ハローワークと連携した「就労自立促進事業」を実施した。	これまでの事業を継続するとともに、広報誌、子育て総合ホームページ「やつしろあったかねっと」等を活用し、就労支援に関するサービスの情報提供を積極的に実施する。	ひとり親家庭に対して、就労支援に関するサービスの情報提供を行い、制度の利用促進を図る必要がある。
				人権政策課	企業等の女性社員がキャリアを意識し、上位の職への挑戦意欲を高めるため、県が実施している「女性リーダー養成講座」について、ホームページに掲載するとともに団体や商工・港湾振興課へ情報提供を行った。	女性の就労・キャリアアップ支援のため情報提供を行う。	より広く情報提供を行うため、機会を捉えて取り組む必要がある。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実施	令和5年度の実施予定	課題
②女性が活躍するための環境整備		【15】創業支援	創業支援のためのワンストップ窓口を設置し、商工会・商工会議所などと連携し、支援を行い、女性の創業支援を図る。	商工・港湾振興課	起業・創業支援に係る取り組みをさらに進めるべく「スタートアップシティ宣言」イベントを開催。次年度に向け機運を高めるとともにワンストップ窓口の設置を検討。	創業支援補助金の拡充（20万円⇒50万円）や創業支援融資制度を創設。さらにワンストップ窓口の設置に向けて、関係各所との協議を行う。	・起業・創業を目指す方が相談しやすい環境の整備。 ・商工団体・金融団体との連携。
		【16】離職した者に対する再就職支援	育児や介護だけでなく、様々な理由により離職した者に対して、就職活動を有利に進めるための取組みとして、「八代市就業資格取得支援助成金」を支給する。 また、ジョブカフェやつしろやハローワークなどの連携により相談窓口の充実を図る。	商工・港湾振興課	「八代市就業資格取得支援助成金」の周知を図るとともに、ジョブカフェやハローワーク、若者サポートステーションと連携し、就労支援を行った。	「八代市就業資格取得支援助成金」の周知に加え、多様な関係機関との連携により、就労支援の充実を図る。	資格取得の講座を行う企業のメニューが減ったことで申請件数が減少傾向にある。関連機関・企業の制度周知に注力する必要がある。
	【17】働きやすい労働環境改善に取り組む事業所の認定・表彰の推奨	働く人がいきいきと安心して働き続けることができる労働環境の整備（熊本県が取り組む「男女共同参画推進事業者表彰」「プライト企業認定」「よかボス宣言」など）に取り組む企業などに対する、認定・表彰などの周知・啓発を図る。	商工・港湾振興課 人権政策課	企業訪問等を行う中で、労働環境の整備に関する支援制度等の情報提供を行った。 ・「男女共同参画推進事業者表彰」について周知を行うとともに、表彰の候補となる団体の推薦を行い、表彰へとつながった。 ・情報誌においてよかボス企業を特集した。 「情報誌Mi☆Rai」の発行（2月1日、地区回覧）	企業訪問等を行う中で、労働環境の整備に関する支援制度等の情報提供を行う。 「男女共同参画推進事業者表彰」について周知するとともに、表彰の候補となる事業者を推薦する。	制度の情報を市のホームページや企業訪問時に紹介しているが、効果があるか疑問である。 表彰を推奨するためには、候補となる事業所について日頃から情報収集を行う必要がある。	

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施予定	課題
		【18】公共調達における「男女共同参画・女性活躍」加点制度の検討	男女共同参画・女性活躍に積極的に取り組んでいる企業に対して、総合評価落札方式又は企画競争による事業所の加点評価制度の導入を検討する。	契約検査課	令和4年度においては、総合評価落札方式は休止中のため実施していない。令和5・6年度入札参加資格審査格付基準において、育児休業制度、介護休暇制度を設けている企業に対し継続して加点を行った。	令和5年度も、総合評価落札方式は休止中のため行う予定はない。令和5・6年度の入札参加資格審査格付基準では、育児休業制度に加えて介護休暇制度を設けている企業に対して加点しており、継続して評価の対象としていく。	男女共に働きやすい職場環境を評価することは、有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものであり、人材の確保が困難な中小企業における取組の利点は大きいと考えられる。
				人権政策課	「計画の取組状況調査」を通じて、公共調達における「男女共同参画・女性活躍」加点制度の導入に関して契約検査課と情報共有を行った。	「計画の取組状況調査」を通じて、公共調達における「男女共同参画・女性活躍」加点制度の導入に関して契約検査課と情報共有を行う。	取組みを推進していくためには、契約検査課と連携していく必要がある。
		【19】育児・介護休業法などの周知啓発	育児・介護休業法や男女雇用機会均等法に基づき、介護休業・育児休業を取得できる制度が事業主へ義務付けられることなど仕事と家庭の両立支援に関することを広く周知・啓発する。	商工・港湾振興課	企業訪問等を行う中で、育児・介護休業に関する支援制度等の情報提供を行った。	企業訪問等を行う中で、育児・介護休業に関する支援制度等の情報提供を行う。	制度の情報を市のホームページや企業訪問時に紹介しているが、効果があるか疑問である。
				人権政策課	・「情報誌Mi☆Rai」において、改正育児・介護休業法について周知した。 ・「いっそDEフェスタ」のオープニングイベントにおいて、「産後パパ育休」についてテーマトークを行った。 ・市民意識調査・事業所調査において、育児・介護休業法等についての記事を調査票に掲載し、周知・啓発を行った。	機会を捉えて、育児・介護休業法について周知啓発を行う。	事業所調査において、育児休業、介護休業制度を導入している事業者や、男性の育児休業取得者が増加していることが明らかとなったことから、啓発は進んでいるものと考えられる。 引き続き、機会を捉えて周知啓発を行う必要がある。
		【20】非正規労働者の処遇改善のための情報提供	熊本労働局など関係機関と連携し、パートタイム労働者、派遣労働者の就業環境改善のための情報を事業所に提供し、周知・啓発に努める。	商工・港湾振興課	企業訪問等を行う中で、労働環境の整備に関する支援制度等の情報提供を行った。	企業訪問等を行う中で、労働環境の整備に関する支援制度等の情報提供を行う。	労働局からの情報を市のホームページや企業訪問時に紹介しているが、効果があるか疑問である。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度取組	令和5年度取組予定	課題
(3) 農林水産業における男女共同参画の推進	① 農林水産業における女性活躍の推進	【21】 農業委員への女性の登用促進	政策・方針決定の場合の女性の参画を進めるため、農業委員などへの女性の推薦や公募への応募などを働きかける。	農業委員会	次回改選は令和6年度であるため、具体的な取組なし。	令和6年8月の改選に向け、令和6年3月から委員の公募を開始するため、積極的な女性の推薦や応募を関係団体等へ働きかける。	女性委員の増加にはつながっているが、委員に求められる役割や負担が年々増加していることから、なり手が見つからない。
				農林水産政策課	次回改選は令和6年度であるため、具体的な取組なし。	令和6年度の改選に向け、令和6年3月から委員の募集を開始するため、積極的な女性の推薦や応募を推薦団体等へ働きかける。	女性委員の増加にはつながっているが、委員に求められる役割や負担が年々増加していることから、なり手が見つからない。
		【22】 女性の経営参画の促進	女性の生産技術、経営管理能力の向上のため、関係機関・団体と連携して、講習会や研修会及び交流の機会を拡大する。また、女性の経営参画を促進し共同経営者としての位置付けを明確にするため、女性認定農業者の認定、家族経営協定の締結を図る。	農林水産政策課	○担い手育成総合支援事業 令和5年1月17日から2月15日の期間で、農業者向けに実施する講座への女性農業者の参加を促した結果、パソコン（Excel）講座（4回）、農業簿記講座（6回）、における女性参加者の割合は43%であった。 ○女性認定農業者の認定 認定農業者の更新時に、夫婦共同申請を推奨した。 女性認定農業者数：173人 ○家族経営協定 認定農業者の更新の際などに家族経営協定の推進の啓発活動を行った。 家族経営協定締結農家数：495戸	○担い手育成総合支援事業 引き続き農業者向けに実施する講座への女性農業者の参加を促す。 ○女性認定農業者の認定 引き続き認定農業者の更新時などに、夫婦共同申請の啓発を行う。 ○家族経営協定 引き続き認定農業者の更新の際などに家族経営協定の推進の啓発活動を行う。	○担い手育成総合支援事業 女性参加者の割合はまだ高いとは言えず、継続した働きかけが必要。 ○女性認定農業者の認定 女性認定農業者数については、女性が働きやすい環境を整備する必要がある。 ○家族経営協定 家族経営協定については、年々増加しており、今後も引き続き啓発活動を行う。
		水産林務課	漁業者の新たな販路拡大の取組みに対して補助を行い、経営管理への助言を行った。	漁業収益向上を目指す漁協や漁業者に対し、引き続き補助等による支援を行う。	漁業従事者が減少し高齢化が進む中、同様に女性従事者も減少し高齢化が進んでいる。また、管内漁協に女性部の組織が存在しない。		

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実績	令和5年度の実績予定	課題
		【23】女性のチャレンジ活動への支援	県や農業協同組合、漁業協同組合、商工関連団体などと連携して、女性の視点やアイデアを活かした、女性のチャレンジ活動（加工、生産活動など）や起業活動を支援する。	農林水産政策課	R4年度農事研修センター自主事業（生活研究グループ自主活動補助）農業の維持・発展、女性の自主活動に対する支援を行ってきた。現在、旧八代、鏡、坂本に3つのグループがあるが、鏡は代表者の健康上の都合から活動が行われておらず、旧八代及び坂本が行った地産地消等の推進に関する活動のみ支援を行った。	令和5年度においても地産地消の推進に関する活動への支援を行う。	構成員の高齢化が目立っており、新たな会員獲得が課題となっている。
				水産林務課	女性視点での接客等で、毎年多くの集客がある「鏡オイスターハウス」は、新型コロナウイルス感染拡大による来客の減少があったものの、今シーズンも女性従業員の活躍により大盛況だった。	継続して従事される予定。	漁業従事者が減少し高齢化が進む中、同様に女性従事者も減少し高齢化が進んでいる。
(4) 地域社会における男女共同参画の推進	①地域活動における女性の参画促進	【24】地域活動における方針決定の場への女性の参画促進	地域協議会などの地域活動において、女性の参画促進を図るための働きかけを行う。	人権政策課	計画策定のための市民ワークショップにおいて男女共同参画における課題の一つとして、地域活動における方針決定の場への女性の参画促進について情報提供を行った。 参加者数：17人	機会を捉えて、地域活動における方針決定の場への女性の参画促進を働きかける。	地域活動における方針決定の場への女性の参画については、継続した働きかけが必要である。
				市民活動政策課	地域協議会の会長で構成する地域協議会連絡会議及び事務局長で構成する事務局長部会において行った「八代市協働のまちづくり推進計画」の説明において、多様な人材の発掘・育成を推進項目としていること等の説明を行った。	地域協議会の会長で構成する地域協議会連絡会議において情報提供を行う。	地域協議会の会長等に説明を行っているが、依然として女性役員割合は低く、十分に進んでいるとはいえない。引き続き働きかけを行う必要がある。
				生涯学習課	八代市の社会教育団体（PTA連絡協議会等）に対し、女性の参画促進に関する意識啓発を行った。	八代市の社会教育団体（PTA連絡協議会等）に対し、方針決定の場に男女の偏りが発生しないよう、様々な機会を通じて啓発していく。	目立った課題はなく、概ね女性の参画促進が図られている。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実施	令和5年度の実施予定	課題
				スポーツ振興課	スポーツ推進委員への女性の任用	委員の任用に際し、女性を積極的に任用できるよう、関係団体や各校区に対し働きかけを行う。	欠員補充に際して、女性の積極的な任用を行うことはできなかった。校区によっては女性の任用がない校区や女性の割合が低い校区がある。
		【25】男女がともに担う地域活動の促進	地域における女性の活動促進や男性中心の組織運営などの見直しに関する啓発や情報提供を行う。	人権政策課	計画策定のための市民ワークショップにおいて男女共同参画における課題の一つとして、男女がともに担う地域活動の促進について情報提供を行った。 参加者数：17人	機会を捉えて、地域における女性の活動促進や男性中心の組織運営などの見直しに関する啓発を行う。	男女がともに担う地域活動の促進については、継続した働きかけが必要である。
				市民活動政策課	広報媒体を通じて、地域において女性の活動促進に関する情報提供を行った。	広報媒体を通じて、地域において女性の活動促進に関する情報提供を行う。	それぞれの地域課題があり、男性中心の組織運営などの見直しに簡単に繋がっているものではないが、自治会等から推薦される市政協力員の女性の割合が微増傾向にあり、一定の効果は出ていると思われる。
(5) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	①ワーク・ライフ・バランスのための意識改革	【26】市民・事業所への広報啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスの普及に向けて、市民・事業所に対する情報提供、セミナーやイベントの開催を通じた学習機会の提供を行い周知・啓発を図る。	人権政策課	・「男女共同参画推進セミナー」において、ワーク・ライフ・バランスに関して啓発を行った。 参加者数：16人 ・事業所調査の調査票に、ワーク・ライフ・バランスに関する記事を掲載し啓発を行った。	ワーク・ライフ・バランスに関する内容を盛り込んだセミナーを開催する。	セミナーへより多くの方に参加してもらうため、内容や開催方法、周知方法等について検討する必要がある。
				商工・港湾振興課	企業訪問等を行う中で、ワーク・ライフ・バランスの改善につながる支援制度等の情報提供を行った。	企業訪問等を行う中で、ワーク・ライフ・バランスの改善につながる支援制度等の情報提供を行う。	”ワーク・ライフ・バランス”という言葉だけが独り歩きしており、具体的な取り組み内容が示されていないように感じている。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実績	令和5年度の実績予定	課題
		【27】 男性の家事・育児・介護への参画促進	性別による固定的な役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参画・自立を促進するため、家事・育児・介護など家庭生活で役立つセミナーやイベントを開催するなど、学習機会を提供する。	人権政策課	「男女共同参画推進セミナー」において、男性の家事・育児・介護への参画に関して啓発を行った。 参加者数：16人	男性の家庭生活への参画・自立を促進するために学習機会を提供する。	セミナーへより多くの方に参加してもらうため、内容や開催方法、周知方法等について検討する必要がある。
	②ワーク・ライフ・バランスのための支援	【28】 仕事と子育ての両立支援の充実	働き方の多様化に伴い、保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援サービスの充実を図る。 また、子育て支援などの周知に取り組む。	こども未来課	保育サービス、放課後児童クラブなどの子育て支援サービスの充実を図るとともに、周知・広報に努めた。また、これらサービス等が円滑に利用できるよう、子育て相談窓口（こどもプラザわくわく）などの相談・情報提供の充実を図った。	これまでの事業を継続するとともに、保育サービスや放課後児童クラブの施設整備の充実を図る。また、子育て支援サービスの情報提供を積極的に実施する。	子育て支援サービスについて、利用者・施設管理者のニーズを把握し、施設整備の充実を図る必要がある。
		【29】 仕事と介護の両立支援の充実	介護に関する講座などの開催や相談窓口などの充実を図る。 また、出前講座、各種研修などで介護保険制度についてわかりやすい情報を提供する。	高齢者支援課	【介護に関する講座の開催】 ・出前講座（市民向け） 新型コロナウイルス感染症感染防止の為、市民向け出前講座は中止。 【相談窓口】 八代市地域包括支援センター 6カ所 八代市あんしん相談センター 2カ所 【地域包括支援センター総合相談延べ件数】 21,620件（目標値：19,200件） 【あんしん相談センター総合相談延べ件数】 108件（目標値：130件）	介護保険制度について、出前講座、各種研修会、窓口等で市民に広く周知していく。 また、相談窓口として地域包括支援センター、あんしん相談センターの相談業務の充実を図る。 【相談窓口の開設】 八代市地域包括支援センター 6センター ・R5年度地域包括支援センター年間総合相談目標件数：19,400件（第8期介護保険事業計画） 八代市あんしん相談センター 2センター ・R5年度あんしん相談センター年間総合相談目標件数：130件 【介護（介護予防）に関する講座の開催】	市民向けの出前講座については、新型コロナウイルス感染防止の為、事業が実施できなかった。感染症等の流行期にあっても継続可能な取組みについて検討が必要である。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度取組	令和5年度取組予定	課題
		【30】柔軟で多様な働き方の支援	結婚・出産・育児などのライフイベントや生活環境の変化に合わせた多様な働き方（短時間勤務、フレックスタイムやテレワークなど）の普及について、支援策（国、県の事業を含め）を事業所などへ周知、情報提供を行う。	商工・港湾振興課	企業訪問等を行う中で、ワーク・ライフ・バランスの改善につながる支援制度等の情報提供を行った。 また、市の独自事業として、在宅ワーカー養成講座を開始し、支援の推進を図った。	企業訪問等を行う中で、ワーク・ライフ・バランスの改善につながる支援制度等の情報提供を行うとともに、在宅ワーカー養成講座も継続する。	在宅ワーカー養成講座を継続して実施するため、安定的な財源が必要である。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標3 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実績	令和5年度の実績予定	課題
(1) 女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)の対策の推進	【31】DVに関する正しい知識の普及啓発	女性に対する暴力を許さない意識作りのため、DVに関する情報提供を行う。また、学習会などを開催し知識の普及啓発を図る。	人権政策課	市民意識調査において、DVに関する項目を設けるとともに、啓発記事を掲載し啓発を行った。	機会をとらえ、DVに関する情報提供を行う。	効果的な啓発を行うため、機会を捉え、こども未来課と連携して啓発に取り組む必要がある。
				こども未来課	子育て総合ホームページ「やつしろあったかねっと」にDV防止や相談窓口等を掲載し、意識啓発・広報を行った。また、国の「女性に対する暴力をなくす運動」の期間(11/12~25)にあわせて、市報やエフエムやつしろにより周知・啓発を行った。	「やつしろあったかねっと」を活用した広報・意識啓発を継続し、国の運動期間においては、集中的な周知・広報を実施する。	DVに関する相談窓口等の周知を継続的に行っている。高齢女性の相談も増えていることから、今後も出前講座等市民の会合の場を活用して広く啓発を行っていく必要がある。
		【32】相談窓口の体制の強化	DVなどの人権侵害の相談に対応するため相談員のスキルの向上を図り、相談機能の充実を図る。また、DV被害者への対応を迅速に行うことができるよう、県女性相談センター・警察など関係機関との連携強化を図る。	こども未来課	婦人相談員に母子・父子自立支援員も加えて研修に参加する等、婦人相談に関わるスタッフの充実とスキルアップを図った。また、相談内容に応じ、県女性相談センター、警察署等と連携し、迅速な支援を行った。	婦人相談員や婦人相談に携わる担当職員については、県等が行う研修に積極的に参加し、さらに担当者間での事例検討を行う等して資質向上に努める。また、相談窓口に関する啓発活動の充実を図り、相談内容に応じて、関係機関等と連携を図りながら、迅速な支援に努める。	今後も警察関係だけでなく、児童福祉関係の機関等との連携を引き続き図り強化していく。
				人権政策課	人権相談を実施した。 ・女性に関する人権 ※相談件数：8件 (うちDV関連6件)	人権相談を実施する。	こども未来課の婦人相談員など関係機関と連携し、迅速な対応を行っていく必要がある。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標3 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実施	令和5年度の実施予定	課題
	②各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進	【33】ハラスメントの防止に向けた広報啓発の推進	セクハラやマタハラなどの各種ハラスメントの防止に向け、事業所などに対し情報提供などを実施する。 また、事業所などへの教材の貸出や学習会などへアドバイザー派遣を行う。	商工・港湾振興課 人権政策課	企業訪問等を行う中で、各種ハラスメントの防止に関する支援制度等の情報提供を行った。 ・講座の開催や事業所への講師派遣を行った。 ①講座の開催 講座名：人権おもいやりミニ講座 期日：令和4年10月12日 演題：職場におけるハラスメントの防止について 講師：人権政策課 人権相談員 参加：25人 ②事業所への講師派遣 研修名：管理者研修 期日：令和4年6月20日 演題：本市の人権政策事業及び職場における人権について 講師：人権政策課 人権同和政策係長 参加：20人 ・啓発DVDの貸出 対象DVD：2本 貸出回数：0回	関係機関からの情報提供を継続していく。 啓発DVDの貸出しや講師（アドバイザー）派遣を行う。	担当課として、当該施策に対して直接的に関わることでマンパワーや知見等を踏まえ困難なため、情報提供に留まっている。 講師（アドバイザー）派遣を利用してもらえるよう、積極的な周知を行う必要がある。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標3 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実施	令和5年度の実施予定	課題
	③若年層に対する予防啓発の推進	【34】デートDV防止教育の推進	デートDVに関する教材の貸出や専門家を派遣し、若年層、特に中高生に対するデートDVに関する学習の機会を提供する。	人権政策課	・啓発DVDの貸出 対象DVD：2本 貸出回数：0回 ・デートDV防止教育アドバイザー派遣事業 実施時期：通年 派遣実績：高校3校、中学校2校、受講者481人	啓発DVDの貸し出しやアドバイザーの派遣を行う。	若い世代が暴力の加害者にも被害者にもならないために、継続して啓発を行う必要がある。
				学校教育課	各学校に対し、女性へのDV、デートDVに関連する副教材の情報提供を行った。各中学校においては、実態に応じて学級活動等で男女の付き合い方に関する学習を行った。	中学校の人権学習や性教育等を更に充実するよう、関係機関からの情報提供などを行っていく。	中学校の人権学習や性教育等において、男女の人権について学習を深めることができた。引き続き学習を進めていく必要がある。
		【35】性に関する有害環境の改善	有害図書やアダルトビデオなどの性に関する有害環境の浄化活動を支援する。	人権政策課	青少年指導員による街頭巡回指導を実施する中で青少年に良い影響を与えないと思われる広告物や店舗など発見した場合や有害図書等の販売機を発見した場合には、県に通報するようになっている。	青少年指導員による街頭巡回指導を引き続き実施するとともに、スマホ使用の危険性について青少年室だよりにて特集記事を掲載し、市内の小中学校へ配布し啓発を行う。	最近、インターネット上での有害情報が多く流通しており、スマホ等の利用に関する危険性について、今後も継続的に啓発していく必要がある。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標3 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実績	令和5年度の実績予定	課題
(2) 生涯を通じた健康支援	①ライフステージに応じた健康の包括的支援	【36】各種健診事業の充実及び受診率の向上	妊婦健診、がん検診、ヤング健診、特定健診、高齢者健診、その他ライフステージに応じた健診体制の充実を図り、健康づくりを推進する。 特に、女性特有の子宮がん・乳がんについては無料クーポンを発行し、受診率の向上を図る。	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診 7,120人 ・高齢者健診 2,358人 ・基本健診 28人 ・ヤング健診 347人 ・乳がん検診 40歳以上 4,259人 (うち無料クーポン 397人) ・乳がん検診 39歳以下 177人 ・子宮頸がん検診 3,910人 (うち無料クーポン 159人) ・肺がん(結核) 検診 6,636人 ・大腸がん検診 5,505人 ・胃がん検診 2,670人 ・腹部超音波検診 6,178人 <ul style="list-style-type: none"> ・受診率向上対策として、特定健診未申込者に個別受診勧奨を行った。 ・キャラクター「やつしろごろよカモン！ず」を活用し受診勧奨通知等にて周知・広報を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診委託機関と感染対策を行い、複合健診、巡回健診及び医療機関健診において、特定健診、がん検診等の各種健診(検診)を継続して実施する。 ・引き続き、乳がん(41・51歳)・子宮頸がん(21・31歳)に対して無料クーポンを送付する。また、40歳に対して特定健診の無料化を実施する。 ・キャラクター等を活用した受診勧奨を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各健(検)診の受診率の向上を図り、疾病の早期発見及び保健指導による早期治療や生活習慣の改善を行い、疾病の発症予防及び重症化予防を継続して行う必要がある。 ・コロナ禍において受診率が下がったため、市民が安心して受診できるよう、感染状況にあわせた感染予防対策等の実施が必要である。
		【37】健康づくり意識の普及啓発	健康づくり応援ポイント事業の普及拡大を図り、健康づくりの意識啓発を図る。	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイント台紙配布数 10,600枚 ・登録団体数 21団体 ・賞品抽選応募者数 527人 抽選結果：総数360本 ・参加者アンケート 意識して健康づくりに取組んでいる人の割合 72.7% 取組む予定の人 21.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイント台紙の取組内容の見直しを行う。 ・対象事業(講座、イベント等)を関係機関と連携し企画する。 ・地域団体・企業等への周知強化を行い、登録団体等を拡大し、参加者の増加を図る。 ・携帯アプリに関する情報収集を行い、導入を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者(参加者)がなかなか伸びない。特に若い世代の参加が少ないことが課題である。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標3 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実施	令和5年度の実施予定	課題
		【38】適切な性教育・学習機会の提供	学校における性教育については、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を推進する。 また、妊娠前の健やかな生活習慣や命を大切にするための情報提供を行う。	学校教育課 健康推進課	性に関する指導について、各学校の保健指導計画に位置付けており、保健の実態調査により取組状況等の確認を行い、適宜指導助言を行った。各学校においては、年間指導計画や発達段階に基づき、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を各学校で実践した。 ・性教育は、学校からの依頼を受けて、生徒及び保護者に対して、2校234人に対し実施した。 ・ウェルカムベビー教室（両親学級）は、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、R4年7月から再開し、年6回62組の参加があった。 ・マタニティセルフプラン作成を推奨し、家族で育児に取り組めるように意識高揚につなげた。	今後も各学校の年間指導計画や発達段階に基づき、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を各学校で実践していけるよう指導助言を行っていく。 ・小中学校と連携した性教育は、望まない若年妊娠や性感染症の理解に繋がるため、学校と役割分担を行い実施する。 ・ウェルカムベビー教室は、コロナ禍により産科医療機関で体験できなかった沐浴体験など、参加者のニーズに応じて内容を検討し実施していく。また多様な家族構成にも対応できるように、対象者は妊婦とその家族とする。	全校性教育は確実に実施されている。今後も心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を実践する必要がある。 ・性教育については、小中学校と連携し、役割を明確にした上で、効果的な方法で実施する必要がある。 ・ウェルカムベビー教室は、産科医療機関の教室等の実施状況を見ながら、さらに妊婦・家族が安心して出産を迎えられるように内容の検討が必要である。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標3 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実績	令和5年度の実績予定	課題
	②妊娠・出産・育児に関する支援の充実	【39】妊産婦に対する健康支援、相談体制の充実	安心して子どもを産み育てることができるよう、妊婦健康健診・健康教育・妊産婦訪問指導・相談体制の充実だけでなく、妊産婦への支援プラン作成及び支援体制の構築を図る。 また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい理解と認識を深めるための情報提供を行う。	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付（交付数711人、妊娠11週までの早期届出93.4%）及び個別相談を実施した。併せてマタニティセルフプランの作成を推奨した。 ・妊婦健康診査（R4.3～R5.2月実績：実受診者数1,457人、14回助成、延べ8,618件受診） ・妊産婦訪問（訪問件数714件） ・ウェルカムベビー教室（両親学級）（6回62組） ・支援プラン作成（新規36件） ・課内で支援検討ケース（46件） ・不妊治療費助成 R4年4月から不妊治療が保険適用になったことで、助成事業の要領の改正を行った。 特定不妊治療（24組 38件） 生殖補助医療（15組16件） 一般不妊治療（30組 32件）	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施するために、課内ケース検討会議等を実施し、スタッフ間の情報共有を行う。 ・母子健康手帳交付時に個別面接を全ての妊婦に実施し、伴走型の相談支援を行う。必要な妊産婦にはアセスメント後、支援プランを作成し継続的な支援に繋げていく。 ・関係機関との連携及び支援体制をさらに充実する。 ・不妊治療費の助成については、継続して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査、健康教育及び訪問指導等を通して伴走型の相談支援体制を充実する必要がある。 ・支援が必要なケースが増加していることから、子育て世代包括支援センターを中心に、スタッフ間の情報共有を図り、アセスメントを行い、必要時支援プランを作成し、更に支援体制を構築する必要がある。 ・不妊治療については、少子化対策として、助成内容など市民への周知・啓発が必要である。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標3 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実績	令和5年度の実績予定	課題
		【40】子育ての包括的支援	両親、特に母親の育児不安を軽減するため、訪問指導、乳幼児健診、育児相談、子育て支援サービスなどを充実させ、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援を行う。	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> 産婦健康診査の結果等から支援が必要とされる産婦へ、心身のケアや育児サポート等を受ける産後ケア事業を実施した。 (実績)産婦健康診査 608件、産後ケア(宿泊型)4件(訪問型)25件 支援が必要な対象者には、産科医療機関、保健所、保育園、幼稚園、学校、地域子育て支援センター、こどもプラザ、民生委員、主任児童委員等と連携を図り、支援を行った。 出産前の全妊婦に対し支援レターを送付し、相談窓口や産後ケアの周知を行った。 助産師等による赤ちゃん訪問を実施し、産後早期からの育児不安等への支援を行った。 (実績)714件 (赤ちゃん訪問率)99.0% 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、関係機関と情報を共有しながら連携し、妊娠・出産・子育ての切れ目のない相談支援体制を図る。 産後ケア事業については、宿泊型・訪問型に加え、通所型を新たに開始する。 特に支援が必要な妊産婦や子育て家庭に訪問支援員を派遣し、家事・育児の支援を行う子育て家庭訪問支援事業を新たに開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センターを中心に、訪問指導、乳幼児健診、育児相談、子育て支援サービスなどを充実する必要がある。 産後ケアについては、対象等を拡充し、乳児訪問で利用を促し、早期の利用につなげる必要がある。 さらに関係機関と情報を共有しながら連携を図り、相談体制を充実させていく必要がある。
				こども未来課	<p>「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、健康推進課等と連携しながら、支援が必要な子育て家庭に対して、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援を行った。また、子育てに関する相談窓口や子育て支援サービスについて、「子育て応援ハンドブック」等を作成し周知・広報を行った。</p>	<p>これまでの取組を継続するとともに健康推進課の「子育て世代包括支援センター」との連携を強化し、子育てに関する相談・支援の充実を図る。</p>	<p>相談窓口の周知、支援が必要な対象者の把握、支援の繋ぎなど、更に健康推進課と連携を強化するための体制整備が必要となる。</p>

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標3 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実施	令和5年度の実施予定	課題
(3) 安心して暮らせる環境整備	①ひとり親家庭の支援の充実	【41】ひとり親家庭に対する経済的支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進、健康保持を図るため、児童扶養手当の支給や医療費助成、保育料の負担軽減などの経済的支援を行う。	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当の支給（令和4年度未受給者数1,376人）離婚等により児童をひとりで養育するひとり親家庭に対して、手当を支給した。 ひとり親家庭医療費助成（令和4年度未受給対象者4,738人）ひとり親家庭に対して医療費の自己負担分の3分の2を助成した。 八代市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給（対象世帯：1,341世帯、給付総額105,250千円） 熊本県低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金の支給（対象世帯：1,485世帯、給付金総額33,895千円）新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けるひとり親世帯に対して、国、県の補助に基づき臨時特別給付金を支給した。 ひとり親世帯の保育料については、住民税課税世帯であっても低所得であれば軽減又は無料とした。 	児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成、保育料の免除の事業を継続しながら、状況に応じた支援策を検討する。	相談窓口等の更なる周知を図る必要がある。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標3 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実施	令和5年度の実施予定	課題
		【42】ひとり親家庭の自立・就労支援	ひとり親家庭の就労を支援するため、関係機関と連携し、必要な知識や資格の修得への給付を行うなど、支援を行う。 また、母子・父子自立支援員により就労などに関する相談などの自立支援を行う。 民生委員・児童委員による見守り活動を実施し、経済的な理由などで孤立する人の把握に努め、必要に応じて行政や関係機関につなぐなど、自立した日常生活を営むための支援を行う。	こども未来課	・市民相談室に「母子・父子自立支援員」を配置し、ひとり親家庭の自立に向けた就労相談等を実施 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業 社会的事由等により支援が必要な家庭に対して、家庭生活支援員を派遣し、育児支援、生活援助等の体制を整えた。 ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給 ひとり親家庭の父または母に対して主体的な能力開発を支援するため、講座の受講費用の一部を助成し、自立促進を行った。 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給 就職に有利な資格を取得するために1年以上のカリキュラムを受講する、就労と修学の両立が困難な者に対して、生活費の補助を行うことにより、修学支援及び自立支援を行った。	これまでの事業を継続するとともに、広報紙、子育て総合ホームページ「やつしろあったかねっと」等を活用し、ひとり親家庭に対する自立支援・就労支援に関するサービスの情報提供を積極的に実施する。	相談窓口等の更なる周知及び関係機関との連携強化を図る必要がある。
				健康福祉政策課	民生委員・児童委員による見守り活動を継続して実施した。子育て・母子保健に係る相談件数は139件であり、地域のひとり親家庭の身近な相談相手となり、支援が必要な対象者に応じた助言・支援を行った。	民生委員・児童委員による見守り活動を継続して実施し、経済的な理由などで孤立する人の把握に努め、必要に応じて行政や関係機関に繋ぐなど、自立した日常生活を営むための支援を行う。	プライバシーの保護に配慮するとともに、複雑・多様化する相談に対するの対処方法やスムーズに関係機関に繋げるよう、各委員の理解を深める必要がある。
	②性的指向、性自認に関する理解の促進	【43】性的指向、性自認に関する理解促進のための啓発	性的指向、性自認などの多様な性に対する理解を深めるため、啓発を行う。	人権政策課	性的指向、性自認などの多様な性に対する理解を深めるため、ホームページに記事を掲載し啓発を行った。	機会を捉えて啓発を行う。	性的指向、性自認に関する講座等を開催することはできなかったが、理解促進のために、継続して啓発を行う必要がある。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標3 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施予定	課題
		【44】性的指向、性自認に関する理解を深めるための学習機会の提供	性的指向、性自認などの多様な性に対する理解を深めるための学習機会を提供する。	学校教育課	関連する情報等を各学校へ提供した。各学校において、個性を認める学習を機会をとらえて適宜行った。各学校での実施状況を実態調査で把握し、必要に応じて取り組み内容の確認や指導を行った。	引き続き確実な取組が行われるよう指導助言を行っていく。	人権教育や道徳の時間とも関連しながら、各学校で適切に実施されている。引き続き、発達段階に応じて、多様な性に対する理解を深める必要がある。
				教育サポートセンター	教職員向けの研修会において、性の多様性等について考える時間を設け、LGBTQ+についての理解を深めた。	引き続き、研修会等で性的指向、性自認などについて理解を深める学習機会を提供する。	より多くの教職員に対して研修の場が提供できるように工夫していく必要がある。更に児童生徒への対応につながっていくようにしていく必要がある。
				人権政策課	○啓発DVDの貸出 対象DVD：5本 貸出回数：2回	啓発DVDの貸し出しを行う。	性的指向、性自認に関する講座等を開催することはできなかったが、理解促進のために、継続して啓発を行う必要がある。
③高齢者・障がい者の社会参画支援	【45】高齢者・障がい者の社会参加の支援	地域社会で高齢者・障がい者がいきいきと生活できるように、健康支援（介護予防など）、交流の場・就労情報の提供・支援を行う。	高齢者支援課	八代市シルバー人材センターに対し、運営費・事業費を補助することで、会員登録の高齢者の臨時的・短期的な就業機会の確保と活動促進の支援を実施。また、やつしろ元気体操教室やいきいきサロン事業を実施することにより市内全域で健康支援や交流の場を提供。	八代市シルバー人材センターに対し、運営費・事業費を補助することで、会員登録の高齢者の臨時的・短期的な就業機会の確保と活動促進の支援を実施。また、「やつしろ元気体操教室」や「いきいきサロン」に対して継続して支援を実施するとともに新型コロナウイルス感染症の感染防止のため活動を自粛している各教室やサロンに対して、活動再開のための支援を実施する。	高齢者の就業機会の確保については一定の成果をあげている。今後の課題として隙間時間の活用など高齢者の多様な働き方のニーズに対応することが課題としてあげられる。また、やつしろ元気体操教室やいきいきサロンでは、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため活動を自粛している団体が多くあり、委託先である社会福祉協議会と協力して活動再開のための支援に努める必要がある。	

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標3 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実施	令和5年度の実施予定	課題
				障がい者支援課	<p>①就労支援セミナー開催 ・令和4年12月(1回)(桜十字ホール) ・参加人数:約100人(一般企業、個人等)</p> <p>②八代圏域障がい者支援協議会就労支援部会 ・回数:5回/年 ・内容:就労支援セミナーに関すること ・アプリを活用した事業所空き情報を共有開始</p> <p>③就労相談支援(約300件) ・随時対応 ・委託相談支援事業所(3か所)、障害者就業・生活支援センター(1か所)</p> <p>④市立八代支援学校における福祉的就労に関する講話(1回)</p> <p>⑤自動車運転免許取得・改造助成事業(5件)</p> <p>⑥いきいきふくしスポーツ大会 ・コロナ禍のため中止</p>	<p>①就労支援セミナー ・障がい者の自立と社会参加の推進を目的とし、就労支援セミナーを開催予定。(12月)</p> <p>②八代圏域障がい者支援協議会就労支援部会 ・障がいのある方の就労支援についての理解促進活動を行っていく。</p> <p>③就労相談支援 ・障がい者本人の自己決定を尊重した支援を行うよう、関係機関が連携し対応にあたる。</p> <p>④市立八代支援学校における講話 ・学校を通じ保護者のニーズを把握し、講話の内容を検討する。</p> <p>⑤自動車免許取得・改造助成事業 ・希望者の増加に伴い、令和5年度は5枠増の10枠を確保している。</p> <p>⑥いきいきふくしスポーツ大会 障がいの有無や障がい種別にかかわらず、多くの方に楽しんで参加してもらえるプログラムの検討を行う。あわせて感染症対策を含めた安全な大会運営を行う。</p>	<p>①就労支援セミナー ・より多くの一般企業の参加を募り、経営者・人事担当等の関係機関の連携強化を図る必要がある。</p> <p>②八代圏域障がい者支援協議会就労支援部会 ・事業所の種別ごとの活動を検討する。</p> <p>③就労相談支援 ・一般企業や事業所と働く意欲のある障がいのある方のニーズに応じたマッチング支援が難しい。</p> <p>④市立八代支援学校における講話 ・コロナ禍による中止となることで、情報提供の機会が少なくなる。</p> <p>⑤自動車免許取得・改造助成事業 ・要望通りに助成できない場合がある。</p> <p>⑥いきいき福祉スポーツ大会の開催 ・感染対策を含め、安全な大会運営を図る。</p>

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標3 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実施	令和5年度の実施予定	課題
		【46】ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進	障がい者の安全・安心な生活環境の確保、社会的自立及び社会参画を推進するため、各種公共施設や道路、住宅などのユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進する。	障がい者支援課	①住宅改修助成事業 ・件数：3件 ・助成額：1,323,000円 ②住宅改修 ・件数：3件 ・助成額：593,480円	・住宅改修・住宅改修の助成について、市ホームページや市報等による周知広報。	・HPへの掲載等、周知方法を検討する。 ・バリアフリーマップについては、定期的に更新し、新しい情報を提供していく。
				企画政策課	○施設所管課への情報提供 企画政策課へ届く、各種案内メール等の中から、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の推進等については、施設所管課へ、随時、情報提供を行った。	さらに関係部署の認識を深め、ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を促進するため、引き続き適切な情報提供を行う。	ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進には、関係部署の認識を深めることが不可欠であり、今後も適切な情報提供に努める必要がある。
	④各種相談窓口の充実	【47】人権侵害に関する相談体制の充実	差別や虐待などの人権侵害に関する悩みを持った人を支援するため、関係課かいで連携を図り、相談体制の充実を図る。	人権政策課	○相談体制の充実 ・人権相談員の配置（2名） ※相談件数：301件 ○人権特別相談員の設置 ・弁護士（2名）、臨床心理士（1名）	継続して実施する。	人権相談員の体制の充実に併せ、人権特別相談員の設置を行うなど、相談体制の充実について一定の効果が得られたものと考えている。
				高齢者支援課	高齢者虐待に関する相談窓口である、高齢者支援課、地域包括支援センター、あんしん相談センター間での連携を取りながら、迅速な対応に努めた。	高齢者虐待に関する相談窓口である、高齢者支援課、地域包括支援センター、あんしん相談センター間での連携をより一層強化し、速やかに連絡を取りあい、より迅速な対応に努める。	近年、高齢者虐待の事案において、虐待者の精神的疾患が疑われるなどの事案が増えており、そのことで虐待事案がより複雑化し、解決までに時間を要するようになっている。このような事案に対し速やかに対応するため、今後も地域住民や公的機関、民間企業等と協力をすすめて、事案の早期解決にあたっていく。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標3 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実施	令和5年度の実施予定	課題
				障がい者支援課	障がい者虐待防止センター ・障がい者虐待に関する相談や通報窓口として適切な支援や必要に応じて関係機関との連携を図った。 ・通報7件 ・認定0件	障がい者虐待防止センター運営 ・一般市民や障がい者等への周知・啓発を継続して実施する。特に相談支援事業所との連携を図り、虐待を防止する取組を行う。	・サービスに繋がっていない在宅障がい者へのアプローチを検討する必要がある。 ・一般市民への啓発や委託相談支援事業所との連携が必要。
				こども未来課	児童虐待やDV被害に関する相談に対応するとともに、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会の対象とするなど、関係機関と連携し、迅速かつ適切な支援に努めた。 また、担当課や市民相談室において、家庭児童相談員、婦人相談員、母子・父子自立相談員による家庭、子ども、婦人相談、ひとり親家庭等の相談にも対応している。	これまでの取組みを継続するとともに、特に支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携し、迅速かつ適切な支援を実施する。 また、市民相談室の相談員及び関係機関との連携を強化し様々な事案に対応できる体制を構築する	児童虐待相談件数が毎年増加傾向にあるため、相談体制、支援体制の強化を図るとともに迅速な情報共有に努める必要がある。
(4) 女性の視点を反映した地域の防災力向上	①地域防災活動における男女共同参画の推進	【48】女性の地域防災への参画促進	女性の視点を反映した防災活動を行うため、女性の視点での防災ブックなどの作成、防災訓練への参加呼びかけ、自主防災組織における女性参画の働きかけなどを行う。	危機管理課	・地域防災リーダースキルアップ研修に女性6名参加。 ・火の国ぼうさい塾に女性5名が申し込み。 ・八代市登録防災士の認定者、女性4名。(計16名) ・人権政策課と連携し、男女協働参画に関する防災研修(WEB)を開催。	・地域防災リーダースキルアップ研修の実施。 ・火の国ぼうさい塾への参加及び防災士資格取得の推進。 ・八代市登録防災士の認定申請推進。	・防災士の資格取得後、八代市登録防災士として登録申請いただくことが課題。
				人権政策課	防災ブックの活用を働きかけた。 配布数：103冊	防災ブックの活用を働きかける。	防災ブックについては、制度改正により改訂が必要となったため、該当箇所へシールによる訂正により対応している。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標3 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の実施	令和5年度の実施予定	課題
		【49】男女双方の視点での地域防災体制の充実	すべての人が安全・安心して避難できるように町内会・自主防災組織などによる避難所運営体制の構築、避難所運営に関する学習機会の提供を行う。 また、地域における男女共同参画の視点に立った避難所運営のための支援を行う。	危機管理課 人権政策課	・避難所運営に関する覚書を締結している松高校区住民自治協議会が作成中の避難所運営マニュアルについて検討実施。 ・住民参加型防災訓練（植柳、郡築、代陽）において、避難所における授乳室などのプライベート空間の確保について説明。 男女共同参画の視点からの防災セミナーを録画配信にて実施した。 時期：8月30日～9月5日 内容：①講演「災害復興と男女共同参画」②講義「八代の災害と防災を知ろう」③ワーク「マイタイムラインを作ろう！」 参加者：49人	・松高校区住民自治協議会が実施する避難所運営訓練に参加し、男女共同参画の視点に立った運営を行ってもらうよう支援する。 ・住民参加型防災訓練（八千把、鏡、東陽）において、男女共同参画の視点に立った避難所運営について説明する。 「男女共同参画推進セミナー」の一環として男女共同参画の視点からの防災セミナーを実施する。	・避難所運営において、市の役割、校区の役割について、地域の実情に応じて予め明確にしておくことが必要。 より多くの方に参加してもらうため、内容や開催方法、周知方法等について検討する必要がある。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標4 推進体制づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定	課題
(1) 推進体制の充実・強化	①市役所内の推進体制の強化	【50】 庁内推進体制の連携・強化	男女共同参画審議会と連携を図り、男女共同参画行政推進委員会の主導のもと、全庁的な連携を図りながら計画を推進する。 また、審議会などにおいて女性の意見を反映し、市が企画立案する施策などの実施に当たっては、男女共同参画の視点に十分配慮する。	人権政策課	男女共同参画行政推進委員会を開催し、現計画の取組状況について報告した。また、審議会への女性の登用促進を働きかけた。 行政推進委員会の開催(令和4年7月19日開催)	男女共同参画行政推進委員会を開催し、計画の取組状況について報告する。また、審議会への女性の登用促進について働きかける。	庁内の連携を強化する必要がある。
		【51】 職場におけるポジティブ・アクションの推進	女性の能力活用を図るため、女性職員の職種や職域の拡大、管理職員への登用推進、研修機会の拡大などポジティブ・アクションを推進するとともに、毎年度、登用状況調査を行い公表する。 また、教育現場では、資質と意欲のある女性教職員の管理職、指導主事などへの登用を促す。	人事課	・女性リーダーの育成を図るため、自治大学校や市町村職員中央研修所等の女性幹部養成プログラムへの派遣を実施した。 ・係長職昇任資格試験実施にあたり、女性職員の積極的な受験を促した。 ・国や県へ女性職員を積極的に派遣した。	・自治大学校や市町村職員中央研修所等の女性幹部養成プログラムへの派遣を実施予定。 ・係長職昇任資格試験実施にあたり、女性職員の積極的な受験を促す。 ・防災危機管理部局での女性職員や女性ケースワーカーを増やしていく。	・受験勸奨を行ったり、受験しやすい環境を整備したが、女性の受験率が低い。
				学校教育課	女性職員がリーダーシップを発揮できる機会を増やし、学校経営参画意識を高めるため、校長・園長会議で管理職候補者の人材育成の重要性を伝えるとともに、学校訪問時の教育懇談会において、職員が学校経営参画意識を高めていくよう指導助言を行った。	今後も校務分掌において、主任等への任命等を通して、女性がリーダーシップを発揮できる機会を増やし、女性職員の学校経営参画意識を高めていくよう指導助言を行っていく。	引き続き女性の能力活用の機会拡大に努めるとともに、学校経営参画意識の向上を図っていく必要がある。
				人権政策課	「登用状況調査」を行い公表した。(6月実施、12月公表)	「登用状況調査」を行い公表する。	ポジティブ・アクションの推進のため、「登用状況調査」を行い現状を把握する必要がある。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標4 推進体制づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定	課題
		【52】男女共同参画の視点に立った行政刊行物などにおける表現の配慮	すべての職員が男女共同参画社会を正しく理解し、常に男女共同参画の視点に立ち職務を遂行できるように、意識改革を目的とした研修受講機会の充実を図る。また、男女共同参画社会の理念や男女共同参画の意義などについて職員に周知を行う。	人権政策課 (全部署)	職員に対し市内グループウェアにおいて、男女共同参画に関する講演会やセミナーの開催について周知した。	職員に対し市内グループウェアにおいて、男女共同参画に関する講演会やセミナーの開催について周知する。	男女共同参画の視点に立った行政刊行物などにおける表現の配慮のため、職員に対して研修受講機会の充実や男女共同参画に関する情報の周知が必要である。
		【53】市の施策に対する苦情への対応	市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情に関して男女共同参画専門委員を配置して対応する。	人権政策課	男女共同参画専門委員（弁護士2名、臨床心理士1名）を配置し、市報やホームページで周知したが、申出はなかった。	男女共同参画専門委員を配置し、市報やホームページ等で周知する。	男女共同参画専門委員について広く知ってもらうため、機会を捉えて周知する必要がある。
	②市職員の意識改革	【54】女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進	特定事業主行動計画に基づき、市役所内での女性の活躍推進に資する取組を進める。	人事課	女性職員に限らず、全ての職員が前向きに自分自身のキャリアを形成しながら、それぞれの職場で十分に能力を発揮し活躍できるように、キャリアデザイン研修を実施。	今年度も、女性職員に限定せず、全ての職員を対象としたキャリアデザイン研修を実施する予定。	女性本人が将来どのようなキャリアを描けばよいか分からない、キャリアプランを意識していない傾向がある。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標4 推進体制づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定	課題
		【55】職場におけるハラスメントの予防	ハラスメントのない職場づくりのために、職場におけるハラスメントの防止などに関する要項に基づき、職員への意識啓発を行う。	人事課	<ul style="list-style-type: none"> 各部署において「各種ハラスメント防止のための行動計画」と「各種ハラスメント防止取組チェックシート」を作成し、各職場でのハラスメント防止に向けた取組を実施した。 ハラスメント防止研修（リモート研修）を実施した。 防止に関する指針、要項、相談窓口の周知を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 各部署において「各種ハラスメント防止のための行動計画」と「各種ハラスメント防止取組チェックシート」を作成し、各職場でハラスメント防止に向けた取組を実施予定。 管理職を対象としたハラスメント防止研修を実施予定。 防止に関する指針、要項、相談窓口の周知を実施予定。 	ハラスメント防止意識が職場全体に浸透するよう取組を継続し、職員のハラスメントに対する正しい理解と知識の向上に努める必要がある。
		【56】職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	男性職員の育児・介護休暇などの取得促進を図るとともに、多様な働き方に対する相互理解を深め、「仕事と生活の調和」、「男女共同参画社会づくり」を意識した職場形成を図る。	人事課	<ul style="list-style-type: none"> 職員向けの掲示板を活用し、育児・介護休暇等の制度を周知するとともに、育児休暇の対象となる男性職員及び所属長に資料を配布し、育児休暇の利用を促した。 ワーク・ライフ・バランスを推進する取組について、試行的に人事評価に反映させた。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員向けの掲示板を活用し、育児・介護休暇等の制度を周知するとともに、育児休暇の対象となる男性職員及び所属長に資料を配布し、育児休暇の利用を促す。 ワーク・ライフ・バランスを推進する取組について、試行的に人事評価に反映させる。 	引き続き、男性職員の家庭生活（家事・育児等）への参画を促進するなど、男女共同参画社会づくりを意識した職場形成に取り組んでいく必要がある。
③計画の適正な推進のための進行管理	【57】男女共同参画計画の進行管理	男女共同参画計画を計画的かつ効果的に推進するため、市役所内の推進組織である八代市男女共同参画行政推進委員会や八代市男女共同参画審議会において実施状況を定期的に検証し、進捗状況を明らかにする。	人権政策課	男女共同参画審議会の開催（5月27日） 男女共同参画行政推進委員会の開催（7月19日）	八代市男女共同参画行政推進委員会や八代市男女共同参画審議会を開催し計画の実施状況を検証する。	男女共同参画計画を計画的かつ効果的に推進するため、計画の実施状況を定期的に検証し、進捗状況を明らかにする必要がある。	

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標4 推進体制づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定	課題
	④国・県・他自治体との連携強化	【58】国・県・他市町村との連携及び情報交換	市の男女共同参画の推進に当たっては、国の男女共同参画基本計画及び県の男女共同参画計画との整合を図るとともに、国・県・他市町村との共同による事業の実施や情報交換などの連携を図る。	人権政策課	国、県の計画と整合性を図りながら計画を推進するとともに、国・県・他市町村と情報交換するなど連携して男女共同参画の推進に取り組んだ。	国、県の計画と整合性を図りながら計画を推進するとともに、国・県・他市町村と情報交換するなど連携して男女共同参画の推進に取り組む。	本市の取組を充実させるためにも、国・県・他市町村と連携や情報交換を行う必要がある。
(2) 市民・各種団体などとの協働による推進	①市民活動団体の育成及び支援	【59】男女共同参画推進に関する取組みへの活動支援	男女共同参画を推進する活動を行っている市民、団体及びその集まりである八代市男女共同参画社会づくりネットワークの活動を支援するとともに、ネットワーク活動がさらに充実するよう、会員の拡大を働きかける。	人権政策課	「八代市男女共同参画社会づくりネットワーク」の事務局として、会員学習会や「いっそDEフェスタ」の企画・運営、会員拡大の取組等、団体の活動支援を行った。	「八代市男女共同参画社会づくりネットワーク」の事務局として、会員学習会や「いっそDEフェスタ」の企画・運営、会員拡大の取組等、団体の活動支援を行う。	ネットワーク活動がさらに充実するよう、会員の拡大を働きかける必要がある。
	②男女共同参画活動の拠点づくり	【60】拠点施設の機能充実	男女共同参画に関する情報発信や啓発、相談などの機能を備えた活動拠点として、人権啓発センターの機能の充実を図る。	人権政策課	・人権啓発センターにチラシ・ポスター等を随時設置し、情報発信や啓発を行った。また、啓発DVDの貸出や相談員の設置を継続している。 ・啓発DVD（男女共同参画関連）：16本貸出：3回 ・人権相談員：2名	人権啓発センターにチラシ・ポスター等を随時設置し、情報発信や啓発を行う。また、啓発DVDの貸出や相談員の設置を継続する。	情報発信や啓発機能の充実を図るため、チラシ・ポスター、啓発DVDの整理及び管理を適切に行う必要がある。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標4 推進体制づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定	課題
③団体などとの連携	【61】団体・事業所・関係機関との連携強化	老人会、地域婦人会、民生委員・児童委員協議会、人権擁護委員会、PTA及び事業所などイベント、研修会などで連携を図るとともに、情報提供などを行う。		高齢者支援課	市老人クラブ連合会が主催するシルバーヘルパー講習会への講師派遣（老人福祉制度について、介護予防について） ・講習受講者 50名 ・派遣職員数 2名（係長、保健師）	市老人クラブ連合会が主催するシルバーヘルパー講習会への講師派遣を実施する。 【R5年度シルバーヘルパー養成講座実施予定】 ・参加予定者 100名 ・講師派遣数 2名（社会福祉士、保健師）	年々、市老人クラブの会員数が減少していることで、クラブの活動実績も減少傾向にある。老人クラブは地域における社会活動への参加や生きがいづくりの創出の一翼を担っており、その活動が持続性を持って実施されるために、市老人クラブ連合会への様々な支援を継続する必要がある。
				生涯学習課	各種団体と連携し、まなびフェスタやつしろを開催し、講演会や各種団体の成果発表・展示等を行った。 参加者：約1,200名	各種団体と連携し、まなびフェスタやつしろを毎年開催し、世代間・地域間交流を活性化し、より良い人づくり、まちづくりに繋げていく。	それぞれの成果発表等の充実。
				健康福祉政策課	定例（毎月開催）の民生委員・児童委員協議会会長会において、情報交換や情報の共有化を図り、各单位民児協間や各校区内における各種団体間での連携強化へつなげた。	定例（毎月開催）の民生委員・児童委員協議会会長会や研修会（随時）等において、委員間の情報の共有化を行うことにより、各校区における各種団体との連携の強化を図る。	コロナ禍もあり他団体等とイベントや研修会などで連携を図るまでには至っていない。
				商工・港湾振興課	関連する取組について、事業所等に対し、情報提供を行った。	関連する取組について、事業所等に対し、情報提供を行う。	情報提供は可能であるが、事業所などとイベント、研修会などで連携を図ることは業務量やマンパワーを考えると困難である。
				農林水産政策課	○農業技術者養成講座 税・土づくり・みどりの食料システム他、講座を5回実施し、女性の参加は2割程度であった。	○農業技術者養成講座 昨年に引き続き講座の内容を変えて実施する。	女性参加の割合を増やすため、夫婦同伴での参加を促しているが、農作業の日程等の都合で欠席者も多い。

「第2次 八代市男女共同参画計画」令和4年度取組状況

基本目標4 推進体制づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定	課題
				水産林務課	八代市沿岸漁業振興協議会事業として「みなと八代フェスティバル」で八代産アサリのPR販売を実施したが、女性の漁協職員の参加が得られた。	各種イベント開催時は、今後も女性の参加を働き掛けていく。	漁業従事者の高齢化が進み減少する中、漁協の経営基盤が脆弱化し、職員数も減少している。
				人権政策課	「八代市男女共同参画社会づくりネットワーク」と連携し、「いっそDEフェスタ」を開催した。また、定例会において男女共同参画に関する情報提供を行った。	「八代市男女共同参画社会づくりネットワーク」と連携し、「いっそDEフェスタ」を開催するとともに、定例会において男女共同参画に関する情報提供を行う。	男女共同参画の推進のためには、団体と連携し、取組を展開していく必要がある。

III

令和4年度男女共同参画推進室の事業実績

男女共同参画推進室の活動経過

期 日	内 容	詳 細	備 考
R4. 4. 14	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク役員会	総会案件及びいっそ DE フェスタ 2022 について	
R4. 5. 12	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク通常総会	(1) 令和 3 年度事業報告について (2) 令和 3 年度決算及び監査報告について (3) 令和 4 年度事業計画（案）について (4) 令和 4 年度予算（案）について (5) 会則の一部改正（案）について	
R4. 5. 27	第 1 回 八代市男女共同参画審議会	(1) 第 2 次八代市男女共同参画計画の取組状況等について (2) 第 3 次八代市男女共同参画計画の策定について (3) 八代市男女共同参画市民意識調査及び事業所調査について	
R4. 6. 13	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク役員会	子育て世代との意見交換会及び絵手紙コンクールについて	
R4. 6. 17	アドバイザー派遣事業	デート DV 防止教育	市内中学校
R4. 6. 23 ～6. 29	男女共同参画週間	・本庁舎 1 階ロビーでパネル等展示 ・ポスター掲示、広報やつしろ・市 HP・市公式 SNS にて周知	
R4. 7. 14	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク 7 月定例会 いっそ DE フェスタ実行委員会	○定例会 子育て世代との意見交換会、絵手紙コンクール及びプチ勉強会について ○実行委員会 スケジュール、予算、講師及びプログラムについて	
R4. 7. 19	第 1 回 八代市男女共同参画行政推進委員会	(1) 第 2 次八代市男女共同参画計画の取組状況等について (2) 審議会等への女性の登用状況について (3) 第 3 次八代市男女共同参画計画の策定について	
R4. 7. 26	情報誌 Mi☆Rai 第 1 回編集会議	記事内容、発行日及びスケジュールについて	
R4. 8. 12	いっそ DE フェスタ実行委員会	講師選定、講演会の実施方法及びプログラムについて	
R4. 8. 18	情報誌 Mi☆Rai 第 2 回編集会議	表紙、レイアウト・紙面割及び取材対象企業について	
R4. 8. 25	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク役員会	(1) いっそ DE フェスタ 2023 のプログラムについて (2) 八代市 HP における八代みらいネット紹介記事のバージョンアップについて (3) 9 月定例会のプチ勉強会（所属団体紹介）について	
R4. 9. 8	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク 9 月定例会 いっそ DE フェスタ実行委員会	○定例会 プチ勉強会及び各チーム活動報告 ○実行委員会 役員会協議結果の報告、タイムスケジュール及び会場レイアウトについて	
R4. 9. 13	情報誌 Mi☆Rai 第 3 回編集会議	進捗状況、取材候補及び今後のスケジュールについて	
R4. 9. 29	情報誌 Mi☆Rai 第 4 回編集会議	進捗報告及び企業訪問のスケジュールについて	
R4. 10. 11	男女共同参画推進セミナー第 1 回	Hello, new me! ～わたし、アップデート～ 私らしい生き方、働き方 講師：ファイアースポット 代表 桑原 たか子氏	桜十字ホールやつしろ 3 階中会議室 2 週間限定録画配信

期 日	内 容	詳 細	備 考
R4. 10. 20	情報誌 Mi☆Rai 第 5 回編集会議	進捗報告及び企業訪問について	
R4. 10. 22	八代みらいネット会員学習会	コンテナターミナルの見学	
R4. 10. 25	男女共同参画推進セミナー第 2 回	Hello, new me! ～わたし、アップデート～ 伝え方スキル 講師：ファイアースポット 代表 桑原 たか子氏	桜十字ホールやつしろ 3 階中会議室 2 週間限定録画配信
R4. 10. 27	アドバイザー派遣事業	デート DV 防止教育	市内高等学校
R4. 10. 28	第 2 回 八代市男女共同参画審議会	(1) 第 3 次八代市男女共同参画計画策定について (2) 市民意識調査等結果報告について	
R4. 11. 1	情報誌 Mi☆Rai 第 6 回編集会議	紙面レイアウトについて	
R4. 11. 8	男女共同参画推進セミナー第 3 回	Hello, new me! ～わたし、アップデート～ 自分なりのリーダーシップ 講師：ファイアースポット 代表 桑原 たか子氏	桜十字ホールやつしろ 3 階中会議室 2 週間限定録画配信
R4. 11. 8	アドバイザー派遣事業	デート DV 防止教育	市内高等学校
R4. 11. 10	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク 11 月定例会 いっそ DE フェスタ実行委員会	○定例会 各チームの活動報告 ○実行委員会 チラシ・ポスターの校正及び当日の役割について	
R5. 1. 12	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク 1 月定例会 いっそ DE フェスタ実行委員会	○定例会 各チームの活動報告 ○実行委員会 当日役割、準備物及びチラシの配布について	
R5. 1. 13	アドバイザー派遣事業	デート DV 防止教育	市内高等学校
R5. 1. 16	第 2 回 八代市男女共同参画行政推進委員会	(1) 市民意識調査・事業所調査の結果報告について (2) 第 3 次八代市男女共同参画計画の骨子(案)について	
R5. 1. 24	第 3 回 八代市男女共同参画審議会	(1) 市民意識調査・事業所調査の結果報告について (2) 第 3 次八代市男女共同参画計画の骨子(案) ①行政推進委員会からの意見について ②パブリックコメントについて	
R5. 2. 1	情報誌 Mi☆Rai 第 19 号発行		
R5. 2. 12	いっそ DE フェスタ 2023	(1) オープニング行事 (2) 講演会「SDGs とジェンダー～持続可能な地域社会の処方箋～」講師 大崎 麻子氏 (3) 展示	桜十字ホールやつしろ オンラインライブ配信
R5. 3. 6	アドバイザー派遣事業	デート DV 防止教育	市内中学校
R5. 3. 9	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク 3 月定例会 いっそ DE フェスタ実行委員会	○定例会 各チーム活動報告及び次年度の活動計画 ○実行委員会 実施報告、アンケート集計結果・反省点等及び収支報告	

期 日	内 容	詳 細	備 考
随時	八代市男女共同参画専門委員による苦情等の処理	弁護士2名・臨床心理士1名 委嘱	相談件数 0件
随時	広報やつしろ、市ホームページに記事掲載	イベント周知等	
随時	エフエムやつしろ「やつしろインフォメーション」出演	男女共同参画推進セミナー及びいっそDE フェスタ開催周知	
随時	八代市女性人材リスト登録受付	市の審議会・委員会等方針決定の場への女性参画促進のためリストを作成し、登録募集	登録36名 (R5.5.8現在)

男女共同参画に関する推進事業

事業名	男女共同参画推進セミナー		
計画位置づけ	基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり 1 あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画 4 地域社会における男女共同参画の推進		
目的	女性のエンパワーメントを支援するためのセミナーを開催し、あらゆる分野での女性の活躍を推進する。女性の審議会等への登用促進。		
実施日時	令和4年10月11日(火)、10月25日(火)、11月8日(火) 19:00~21:00		
実施方法	講演会(会場開催及び2週間限定のオンライン録画配信)		
参加人数	延べ56人	募集対象	市内在住又は市内に通勤・通学する18歳以上
タイトル	男女共同参画推進セミナー『Hello, new me! ~わたし、アップデート~』		
実施日	テーマ	内容	講師
10月11日(火)	私らしい生き方、働き方	日本における女性労働者の現状や、社会進出が必要な理由、日常にあるジェンダーバイアスを踏まえ、私らしい生き方・働き方を考える。	ファイアースポット代表 桑原 たか子さん
10月25日(火)	伝え方スキル	パパ産休制度の概要や生活時間の国際データ比較から日本の現状を知る。また、ワーク・ライフ・バランス診断による課題と目標を整理するとともに、円滑なコミュニケーションのための話し方、伝え方を学ぶ。	ファイアースポット代表 桑原 たか子さん
11月8日(火)	自分なりのリーダーシップ	キャリア目標形成(やりたいこと、できること、やるべきこと)のために、自分の性格(長所・短所)や能力を考える。また、コーチング的リーダーシップ、不満を提案にかえるスキル、課題整理のためのロジカルシンキング法を学ぶ。	ファイアースポット代表 桑原 たか子さん
アンケート満足度	非常に良かった 56.0% まあまあ良かった 27.7% 普通 16.3% (3回平均)		

事業名	男女共同参画の視点からの防災セミナー
計画位置づけ	基本目標3 安全で安心して暮らせる社会づくり 4 女性の視点を反映した地域の防災力向上
目的	女性の視点を反映した防災活動や男女共同参画の視点にたった避難所運営を行うためセミナーを開催し、地域防災活動における男女共同参画を推進する。
実施日時	令和4年8月30日(火)10:00～9月5日(月)17:00
実施方法	オンデマンド配信
参加人数	49人 視聴回数 ①82回、②46回、③47回
タイトル	共助の輪を広げよう！～いざという時みんなで助け合う地域を目指す～ ①災害復興と男女共同参画 ②八代の災害と防災を知ろう！ ③マイタイムラインを作ろう！
講師	①澤田 道夫さん(熊本県立大学総合管理学部長) ②谷井 祐典さん(八代市総務企画部危機管理課) ③元山 麻里子さん(八代市総務企画部危機管理課)
アンケート満足度	非常に良かった 50.0% まあまあ良かった 44.0% 普通 6.0%

男女共同参画に関する啓発事業

事業名	アドバイザー派遣事業
計画位置づけ	基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり 基本目標3 安全で安心して暮らせる社会づくり 1 女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶
目的	(1) 男女共同参画意識の高揚 ・地域、職場、学校などの団体等が主催する講座、研修会などに講師を派遣し、啓発活動等を支援する。 (2) デートDV防止教育 ・若年層、特に中高生のデートDVを防止するため、学校における教育・啓発活動を強化する。
実施日	(1) 実施なし (2) デートDV防止教育 6月17日、10月27日、11月8日、1月13日、3月6日
参加人数	(1) 実施なし (2) デートDV防止教育 合計481人(5校)
アンケート理解度	(1) 実施なし (2) デートDV防止教育(平均) よく理解できた90.2% 少しは理解できた9.2% あまり理解できなかった0.6%

事業名	男女共同参画推進情報誌「Mi☆Rai第19号」発行
計画位置づけ	基本目標1 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり 1 意識改革のための広報・啓発の推進
目的	・男女共同参画情報誌を発行、世帯回覧にて情報提供し、市民へ男女共同参画に関する啓発を行う。
発行内容	・広報やつしろ令和5年2月1日号配布と同時期に、世帯回覧等。 ・A4版 4ページ フルカラー刷り

事業名	いっそDEフェスタ 2023 開催		
計画位置づけ	基本目標1 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり 1 意識改革のための広報・啓発の推進 ① 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進		
目的	・市民を対象にしたイベント、講演会、講座等を開催し、男女共同参画に関する啓発を図る。		
実施日時	令和5年2月12日(日) 13:00～15:20		
実施方法	講演会(会場開催及びオンラインライブ配信)		
参加人数	201人(会場:180人、オンライン:21人)	実施方法	いっそDEフェスタ実行委員会に委託し、市民との協働により開催
≪イベント概要≫ ○絵手紙コンクール表彰式 ○テーマトーク「ジェンダーかるたで考えよう！」 出演：八代市男女共同参画社会づくりネットワーク ○講演会「SDGsとジェンダー～持続可能な地域社会の処方箋～」 講師：大崎 麻子さん(ジェンダー・スペシャリスト/ジェンダーアドバイザー) ○展示			
アンケート満足度	非常に良かった 46% まあまあ良かった 26% 普通 11% あまり良くなかった 1% 無回答 16%		

IV

データでみる八代市の男女共同参画の状況

八代市における審議会等委員への女性の登用状況調査

(令和5年3月31日現在)

1. 審議会等への女性の登用状況

(1) 地方自治法第180条の5に基づく委員会(委員会数6)

委員会名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
教育委員会	4	2	50.0
選挙管理委員会	4	0	0.0
公平委員会	3	1	33.3
監査委員	3	0	0
農業委員会	18	3	16.7
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
小計①	35	6	17.1

(2) 地方自治法第202条の3に基づく審議会(審議会数37)

	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
小計②	546	157	28.8

	委員総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)
合計(①+②)	581	163	28.1

(3) その他要項等に基づく委員会、協議会、懇話会等(委員会等数22)

委員会、協議会、懇話会名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
小計③	361	114	31.6

※(1)(2)(3)の合計(審議会等数65)

合計	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
計(①+②+③)	942	277	29.4

2. 女性議員

(令和5年4月1日現在)

区分	現員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
八代市議会	27	0	0.0

3. 女性職員の役職登用状況(※各種委員会を含み、現業職員を除く)

(令和5年4月1日現在)

	職員総数	課長級以上	補佐級	係長級	役付計
職員総数(女性+男性)	1,169	120	217	109	446
女性の数	481	15	65	35	115
女性の割合(%)	41.1	12.5	30.0	32.1	25.8

4. 市政協力員

(令和5年4月1日現在)

	総数(人)	うち女性(人)	女性の割合(%)
市政協力員	330	7	2.1

5. 防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

(令和5年4月1日現在)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
防災・危機管理部局職員	11	1	9.1
うち管理職	2	0	0.0

6. 自主防災組織の会長に占める女性の割合(令和5年4月1日現在)

	自主防災会長数(組織数)	うち女性会長の数(人)	女性の割合(%)
自主防災組織	221	6	2.7

○八代市における審議会等委員への女性の登用状況

	地方自治法第180条の5 に基づく委員会 ①			地方自治法第202条の3 別表7による審議会 ② ※広域を含まない			合計 ①+②			その他要項等による 委員会、審議会、協議会 等 ③			合計 ①+②+③		
	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)
H31.3.31	64	6	9.4	460	144	31.3	524	150	28.6	457	153	33.5	981	303	30.9
R2.3.31	64	6	9.4	469	148	31.6	533	154	28.9	464	155	33.4	997	309	31.0
R3.3.31	35	5	14.3	487	153	31.4	522	158	30.3	337	112	33.2	859	270	31.4
R4.3.31	36	7	19.4	521	157	30.1	557	164	29.4	333	100	30.0	890	264	29.7
R5.3.31	35	6	17.1	546	157	28.8	581	163	28.1	361	114	31.6	942	277	29.4

○八代市の女性職員の役職登用状況

	全 体			課長級以上			補佐級			係長級			役付総数		
	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)
H31.4.1	1,093	436	39.9	107	7	6.5	240	57	23.8	119	40	33.6	466	104	22.3
R2.4.1	1,091	437	40.1	125	12	9.6	251	58	23.1	105	39	37.1	481	109	22.7
R3.4.1	1,088	440	40.4	122	12	9.8	224	47	21.0	102	38	37.3	448	97	21.7
R4.4.1	1,114	466	41.8	127	17	13.4	225	59	26.2	90	24	26.7	442	100	22.6
R5.4.1	1,169	481	41.1	120	15	12.5	217	65	30.0	109	35	32.1	446	115	25.8

○八代市の新規採用職員の採用状況

	総数	女性の数	女性の割合	職種ごとの女性の数 ()は男性の数												
				事務職	技術職	保育士	教諭 幼稚園	保健師	看護師	技師 臨床検査	福祉士 精神保健	衛生士 歯科	栄養士 管理	福祉士 社会	学芸員	
H31年度	36	15	41.7	6(13)	0(7)	5(1)	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)
R2年度	27	12	44.4	5(7)	1(7)	4(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
R3年度	43	12	27.9	5(16)	0(14)	4(1)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)
R4年度	45	15	33.3	10(20)	0(9)	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
R5年度	46	22	47.8	14(18)	1(6)	3(0)	0(0)	4(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

V

資 料

八代市男女共同参画推進条例

平成 17 年 8 月 1 日
条例第 8 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）
- 第 2 章 男女共同参画の推進に関する施策（第 10 条—第 13 条）
- 第 3 章 八代市男女共同参画審議会（第 14 条・第 15 条）
- 附則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を謳っている。にもかかわらず、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

八代市は、伝統的な保守性と進取の精神が対峙し、又は包容しながら誇るべき歴史と文化を培ってきた。

しかしながら一部ではあるが、閉鎖的、排他的な気風と慣習が残り、男性を中心とする意識や、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が今なお存在している。また、市民生活のさまざまな場面において、女性は控えめであることが求められ、女性自身もまたこれを容認する傾向が残っている。

このような状況を踏まえ、すべての「ひと」男女が、社会的、文化的に形成された性別の概念にとらわれず、自分らしく個性と能力を十分に発揮し、喜びも責任も分かち合い、幸せな生活が送れるまちの実現をめざして、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、実現すべき姿の達成に向けて、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。
- (3) ジェンダー 男女の役割を固定的に捉える社会的、文化的に培われ形成されてきた性別をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は当該言動に対する相手方の対応によって不利益を与える行為をいう。

- (5) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会についての男女間の格差を是正するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が共に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び家庭生活以外の活動を円滑に行うことができるよう配慮されること。

(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画の推進に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において実現すべき姿

ア 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、それをみんなが認め合う充実した家庭生活が営まれること。

イ 「男らしさ」「女らしさ」という観念にとらわれず、「その人らしさ」を尊重しあう家庭になること。

- (2) 職場において実現すべき姿

ア 育児休業や介護休業を男女とも取得できる環境が整い、仕事と家庭がゆとりをもって両立できるようになること。

イ 採用、配置、賃金、昇進等の男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮され、ジェンダーにとらわれない生き生きとした職場になること。

ウ セクシュアル・ハラスメントのない、快適で安心して仕事ができる職場環境がつけられること。

- (3) 学校において実現すべき姿

ア 教育のあらゆる分野で、「男の子だから」「女の子だから」ではなく、個性を尊重し能力を発揮できる教育が進むこと。

イ 男女共同参画の推進について指導者の研修の機会が増進されること。

- (4) 地域において実現すべき姿

ア 古い慣習やしきたりにとらわれず、人権が尊重され、差別のない心豊かな地域がつけられること。

イ 男女が対等に地域活動に参画することにより、住みよい地域づくりに貢献できること。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下「施策」という。)を総合的に策定し、計画的にこれを実施しなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、男女共同参画に関する教育の推進、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。

3 市は、国、県、他の地方公共団体その他関係団体(事業者を含む。)との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる場において、自ら進んで男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる体制の整備に取り組むとともに、率先して男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、あらゆる場においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、個人の尊厳を踏みにじる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 公衆に表示する情報を発信しようとするものは、性別による役割分担の固定化又は女性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する施策

(行動計画)

第10条 市長は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を聴くとともに、八代市男女共同参画審議会に意見を求めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(男女共同参画週間)

第11条 市は、市民の間に広く男女共同参画について関心と理解を深め、男女共同参画の推進に関する活動への積極的な参加を促すため、八代市男女共同参画週間(以下「男女共同参画週間」という。)を設ける。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する取組みを積極的に行っているものの顕彰その他の男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情等の処理)

第12条 市民又は市内に在勤する者若しくは在学する者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害されたことについて苦情又は相談(以下「苦情等」という。)があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する苦情等の申出について、関係機関との連携を図る等適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

3 市長は、前項に規定する事務を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するほか、必要な体制の整備を行うものとする。

- 4 前項の機関は、第1項の規定により施策についての苦情等の申出を受けたときは、調査のため必要に応じて市長に対し説明及び関係資料の提出等を求め、必要があると認めるときは、勧告等を行うことができる。
 - 5 第3項の機関は、第1項の規定により人権を侵害されたことについての苦情等の申出を受けたときは、調査のため必要に応じて関係者に対し、その協力を得た上で資料の提供及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うとともに、市長に対して勧告するよう求めることができる。
- (年次報告)

第13条 市長は、毎年度男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

第3章 八代市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

- 第14条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、八代市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
 - 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) その他市長が適当と認める者
 - 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八代市男女共同参画推進条例(平成13年八代市条例第31号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

八代市男女共同参画推進条例施行規則

平成 17 年 8 月 1 日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八代市男女共同参画推進条例(平成 17 年八代市条例第 8 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の処理)

第 2 条 条例第 12 条第 3 項に規定する機関として男女共同参画専門委員(以下「専門委員」という。)を置く。

2 専門委員は 3 人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

4 専門委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 専門委員は、再任されることができる。

6 市長は、専門委員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき、又は専門委員に職務上の義務違反その他専門委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(職務等)

第 3 条 専門委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 条例第 12 条第 4 項又は第 5 項の規定により、苦情等の申出について調査し、助言、是正の要望、勧告等を行うこと。

(2) 前号に規定する職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。

2 専門委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。

3 専門委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行う。

(1) 職務の執行の方針に関する事項

(2) 職務の執行の計画に関する事項

(3) その他専門委員が合議により処理することが適当であると認められる事項

4 専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(苦情等の申出)

第 4 条 条例第 12 条第 1 項の規定による申出は、書面(様式第 1 号)により行うものとする。ただし、専門委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭による申出があったときは、専門委員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(調査しない申出)

第 5 条 専門委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

(1) 判決、裁判等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 13 条の紛争の解決の援助の対象となる事項
 - (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
 - (5) 条例又はこの規則に基づく専門委員の行為に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、専門委員が調査することが適当でないと認める事項
- 2 専門委員は、条例第 12 条第 1 項の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害された旨の申出が当該申出に係る人権の侵害があった日から 1 年を経過した日以降にされたときは、当該申出について調査しないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 専門委員は、前 2 項の場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面(様式第 2 号)により通知するものとする。
(調査開始の通知等)
- 第 6 条 専門委員は、条例第 12 条第 1 項の規定による申出について調査を開始するときは、市長又は関係者に対し、その旨を書面(様式第 3 号)により通知するものとする。ただし、人権侵害の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。
- 2 専門委員は、条例第 12 条第 4 項又は第 5 項の規定により、市長又は関係者に対し説明及び関係資料の提出等を求めるときは、書面(様式第 4 号及び第 5 号)により依頼するものとする。
(調査結果等の通知等)
- 第 7 条 専門委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を速やかに当該申出をした者に対し書面(様式第 6 号)により通知するものとする。この場合において条例第 12 条第 4 項の勧告等又は同条第 5 項の助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。
- 2 専門委員は、申出について調査が終了した場合において、条例第 12 条第 4 項の勧告等又は同条第 5 項の助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を、速やかに、前条第 1 項の規定により調査開始の通知をした市長又は関係者に対し、書面(様式第 7 号)により通知するものとする。
(勧告、意見表明及び助言)
- 第 8 条 専門委員は、条例第 12 条第 4 項の申出について調査した結果、必要があると認めるときは、市長に対し、同項の勧告のほか、意見表明又は助言をするものとする。
- 2 条例第 12 条第 4 項の勧告又は前項の意見表明若しくは助言は、書面(様式第 8 号)により行うものとする。
(助言、是正の要望等)
- 第 9 条 専門委員は、条例第 12 条第 5 項の助言を口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した文書の交付を求められたときは、書面(様式第 9 号)により交付するものとする。
- 2 条例第 12 条第 5 項の是正の要望等は、書面(様式第 10 号)により行うものとする。
- 3 専門委員は、市長に対して条例第 12 条第 5 項の勧告を求めるときは、書面(様式第 11 号)により行うものとする。
- 4 市長は、前項により勧告を求められた場合において、必要があると認めるときは、書面(様式第 12 号)により勧告するものとする。
(是正その他の措置の報告)
- 第 10 条 専門委員は、条例第 12 条第 4 項の勧告又は第 8 条第 1 項の意見表明を行ったときは、市長に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設けて報告(様式第 13 号)を求めるものとする。

(処理状況報告書)

第 11 条 専門委員は、毎年度 1 回、申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、市長に提出するとともに、これを公表するものとする。

(審議会)

第 12 条 条例第 14 条に規定する八代市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 行動計画の策定に関する事項

(2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の評価に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

2 審議会は、前項に定める事項について市長に意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第 13 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 14 条 会議は会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(窓口)

第 15 条 条例第 12 条第 1 項に規定する苦情等の申出の受付及び審議会の庶務については、市民環境部人権政策課において処理する。

(その他)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八代市男女共同参画推進条例施行規則(平成 14 年八代市規則第 2 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 25 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日規則第 6 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 10 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式(省略)

八代市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和4年1月19日～令和6年1月18日（2年間）

	氏 名	
委員	かめだ ひろこ 亀田 宏子	
副会長	こが けいこ 古閑 啓子	
委員	こが のりつぐ 古賀 倫 嗣	学識経験者
委員	さわ まゆみ 澤 真由美	
会長	しげもと きみしげ 重 本 公 茂	学識経験者
委員	しらい ゆうじ 白井 雄二	
委員	なかつ じゅんこ 中津 淳 子	
委員	ながよし よしあき 永 吉 功 明	
委員	むらもと きょうこ 村 本 恭 子	
委員	もりした きみこ 森 下 貴美子	
委員	やまぐち こうじ 山 口 孝二	
委員	やまもと まさこ 山 本 雅子	

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2023/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
1	広がる未来 私が選ぶ	チャレンジする女性たちの現在を描く	30	男女共同参画	ドキュメンタリー	一般	2005年 《VHS》
2	八代市女性模擬議会	女性模擬議会の記録	120	記録として (男女共同参画)	記録	一般	《VHS》
3	山田家の食卓	----	45	男女共同参画	--	--	《VHS》
4	ドメスティック・バイオレンス 家庭内における女性と子どもへの影響	児童虐待がここ10年10倍以上に増え続けている。今、子ども達に何が起きているのか。その原因はドメスティックにあるとされている。ドメスティック・バイオレンスの女性と子どもへの影響について、福祉に携る現場の方々のお話を交えて考える。	25	DV	学習	一般	1988年 《VHS》
5	ドメスティック・バイオレンス どうして私を殴るのですか ～妻や恋人への暴力は犯罪です～	夫や恋人からの暴力・・・ドメスティック・バイオレンスについての解説や女性へのアドバイス	25	DV	学習	一般	《VHS》
6	根絶！夫からの暴力'04 (改訂版)	平成13年4月配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が制定された。夫からの暴力に悩む女性を主人公にしたドラマを通して、それがどのような法律であるか、実際暴力を受けている人を保護するためにどのような政策がなされているかを紹介する。「配偶者暴力防止法」が改正されたことを受けて一部改定したものである。	27	DV	ドラマ	一般	2004年 《VHS》
7	21世紀はみんなが主役 男女共同参画社会基本法のあらし	①男女共同参画社会とは何か ②男女共同参画社会の実現の必要性 ③男女共同参画社会基本法成立に至るまでの経緯 ④男女共同参画社会基本法の5つの基本理念 ⑤国の取組み	23	男女共同参画	ドラマ	一般	2002年 《VHS》
8	ロボットハートのぎもん	男の子、女の子って何ですか？—人間の心がわからないロボット「ハートン」の疑問をアカリとユウキは解決できるか？	17	男女共同参画	アニメ	小学生 高学年	2004年 《VHS》

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2022/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
9	ならんで一緒に歩きたい 男女共同参画社会づくりに 向けて	日本女性がいま、どのような問題を抱えているのか、また、日本が女性問題の解決に向け、世界にどれだけ貢献できるのかななどをまとめた作品。	16	男女共同参画	学習	一般	1996年 《VHS》
10	元気に再チャレンジ！～キラ キラしている女性 たち～	再就職を目指す主婦が、不採用の連続という厳しい現実にも直面しながらも、地域の女性センターなどで開催される「再就職支援セミナー」に参加することで勇気づけられ、再び求職活動に積極的に取り組む。果たして努力は実るのか？実際に再チャレンジを果たした女性たちが登場し、実体験を語りながら力強いエールを送る。	25	男女共同参画	ドラマ	一般	2006年 《VHS》
11	体験！発信！チャレンジ・ ストーリー ～まちづくりにかける元気な 女性たち～ダイジェスト版	まちづくりにかける元気な女性たちの事例3件を紹介。・滋賀県栗東市：NPO法人「びいめ～る企画室」コミュニティ・ショップの夢にチャレンジ！・熊本県宇城市：「風の会」歴史ある町並みを蘇らせる女性たち！・京都府舞鶴市：NPO法人「舞鶴市女性センターネットワークの会」“人”と“気持ち”をつなげたい！	39	男女共同参画	ドキュメント	一般	2006年 《VHS》
12	ワーク・ライフ・バランス ～働きがいのある職場と 生き生きした暮らし～	ワーク・ライフ・バランスとは、多様化する生活スタイルや働き方に対する新たな取り組みのこと。仕事と生活の調和を図るために、ワーク・ライフ・バランスを推進する組織や個人の取り組みを紹介する。	27	男女共同参画	学習	一般	2007年 《VHS》
13	夢へのパスポート ～まちづくりにかける元気な 女性たち～	まちづくりや地域おこしに取り組む、元気な女性たちのドキュメンタリー・ビデオ。内閣府が男女共同参画のロールモデルとして発信する第2弾。本作では、新潟県上越市、岐阜県郡上市、東京都大田区の女性たちの奮闘ぶりを描く。	87	男女共同参画	ドキュメント	一般	2007年 《DVD》

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2022/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
14	明日への道しるべ ～まちづくりにかける元気な女性たち～	まちづくりや地域おこしに取り組む、元気な女性たちのドキュメンタリー・ビデオ、第3弾。本作では、青森県八戸市(はちのへ女性まちづくり塾生の会)「再発見！私たちのオリジナル観光マップ」、福島県安達郡大王村(森の民話茶屋)「伝えたい！民話で語る村の心」の女性たちの活動を追いかける。	60	男女共同参画	ドキュメント	一般	2008年 《DVD》
15	配偶者からの暴力の根絶をめぐって～配偶者暴力防止法のしくみ～	配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者からの暴力は、あなたの身近なところでおきています。このDVDでは、配偶者からの暴力の根絶をめぐって、「配偶者暴力防止法」のしくみ等についてわかりやすく紹介しています。	35	DV	学習	一般	2008年 《DVD》
16	デートDV ～相手を尊重する関係をつくる～	DV(ドメスティック・バイオレンス)は親密な関係の相手に対してふるうからだと心への暴力です。これは大人だけの問題ではありません。若者の間でも広くおきています。デート相手にするので「デートDV」と呼びます。若者たちが、DVをする人にもされる人にもならないために学ぶ教育が、今必要とされています。 若者たちが「デートDV」とは何か、なぜおきるのか理解し、それが自分の問題だと気づくことや学ぶことが必要です。学校などで若者たちが、相手を尊重する関係をつくる大切さを、具体的にわかりやすく学べるように制作されています。	30	デートDV	学習	生徒 一般	2006年 《DVD》字幕入り
17	人と人とのよりよい関係をつくるために —交際相手とすてきな関係をつくっていくためには—	若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材「人と人とのよりよい関係をつくるために」を使った授業の例を指導者向けにわかりやすく解説した教材です。若年層にそのまま視聴できる部分も含めた構成になっています。	42	デートDV	学習	生徒 一般	2010年 《DVD》一部字幕入り

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2022/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
18	わかったつもりでいませんか？ セクハラ対策の新常識 ① 「セクハラになる時、 ならない時」	どのような時にセクハラになり、どのような時にはならないのか。また相手によってセクハラになったりならなかったりする理屈を、アニメを用いて分かりやすく解説。 他に人権侵害型とジェンダー型のグレーな事例を詳しく解説。 ・セクハラになる時とならない時の違いは何か ・ジェンダー型セクハラ など	24	セクハラ問題 職場の人権	学習	一般	《DVD》 アスパクリエイト企画
19	わかったつもりでいませんか？ セクハラ対策の新常識 ② 「あなたならどうする？」	ディスカッション用の事例ドラマと、考えるヒントとしての設問・解説によって構成。微妙なセクハラの当事者となったとき、どのような対応をすればよいかを考える教材。 ・上司から個人的な好意を寄せられた部下 ・部長によるセクハラ行為を部下から相談された課長	25	セクハラ問題 職場の人権	学習	一般 (管理職向け)	《DVD》 アスパクリエイト企画
20	ムーブフェスタ 2009 ミュージカル 扉の向こうに	本DVDは、北九州市立男女共同参画センター”ムーブ”で毎年開催されている「ムーブフェスタ」において、「男女共同参画一心をつなぐ、夢をつなぐ、未来へつなぐ」をテーマに、オープニングイベントとして製作されましたオリジナルミュージカル『扉(ドア)の向こうに』が収録されています。仕事、家庭、介護、結婚、夫婦などの視点から共同参画を実感できる内容です。	100	男女共同参画	ミュージカル	一般	2010年 《DVD》
21	私らしくマイノリティを生きる ～女性差別撤廃条約のいま～	本作品は、複合的な差別を乗り越えようとしている当事者の声を紹介します。当事者の声は、私たちに见ようとしなければ見えにくいマイノリティの立場に置かれた人びとへの差別に気づかせ、あわせて女性差別のない社会に向けて立ち上がる必要性を学ぶことができる作品です。	20	男女共同参画	学習	一般	2013年 《DVD》

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2022/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
22	いろんな性別 ～LGBTに聞いてみよう！ ～	本作品は、LGBT(性的少数者)について、アニメーションの動物たちが性別について説明しながら、実写部分では小学5年生15人がLGBTの大人6人にいろいろな質問をする内容で、作られています。 ※先生向け用も収録されています。	児 童 用 34 先 生 用 30	性的マイノリ テ イ LGBT	学 習	児 童 教 諭	2011年 《DVD》
23	高校生向け人権講座 セクシャルマイノリティ入門 「もしも友だちがLGBTだったら？」 「LGBTインタビュー」	本作品は、ドラマ仕立てとなっており、高校生の主人公がLGBTであることを、周囲に打ち明けるまでの葛藤が描かれています。また、ドラマ終了後に当事者メッセージも収録してあります。	20	性的マイノリ テ イ LGBT	ドラ マ・イ ンタビ ュー	生徒 一 般	2010年 《DVD》
24	あなたがあなたらしく生きるために ～性的マイノリティと人権～	本作品は、性的マイノリティについて正しい理解を持ち、さらに、誰もが自分らしく毎日を過ごすため、立場の異なる一人ひとりが何をすべきか、また社会全体がどんな取り組みをすべきなのかを分かりやすく解説してあります。	30	性的マイノリ テ イ LGBT	学 習 ドラ マ	一 般	2014年 《DVD》
25	安心できる避難所づくり ～男女共同参画の視点を 避難所運営に～	災害は、いつ、どこで起きてもおかしくありません。その時のために、どのような避難所づくりが大切なのか、男女共同参画の視点から解説してあります。	26	男女共同参画	学 習	一 般	2013年 《DVD》
26	ワーク・ライフ・バランスを 知っていますか？ ～働くオトコたちの声～	ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と「生活」を調和させるライフスタイルのことをいいます。本作品では、ワーク・ライフ・バランス社会の実現を目指す企業や、仕事と家庭の理想的なバランスを実践する人々の姿をドキュメンタリータッチで紹介してあります。	26	男女共同参画	ドキュ メンタ リー	一 般	2008年 《DVD》

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

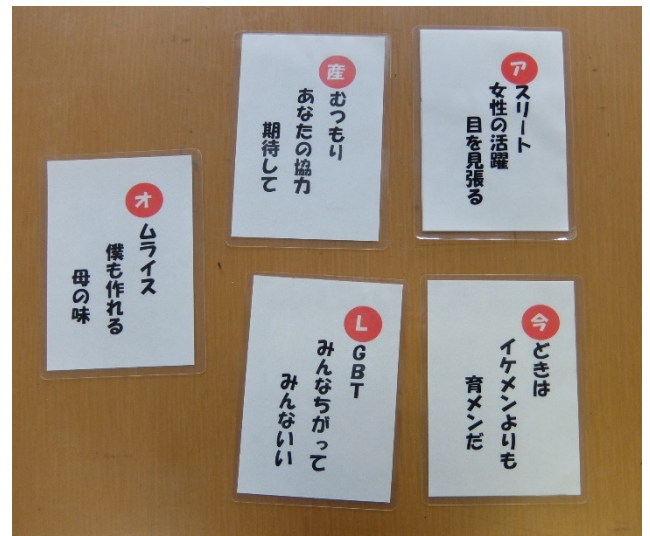
2022/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
27	小学生向け男女共同参画 学習 DVD ロボットハートのぎもん	このDVDでは、学校の普通の生活の中で、男女共同参画の視点をもたなければ、見過ごされてしまうような事例をとり挙げています。「男の子だから、女の子だから」ということでの慣例や思いこみが様々な場面にあるんだということを子ども達が理解し、日頃からそのような視点を持って生活できるように構成されています。(聴覚障がい者用字幕入り)	17	男女共同参画	アニメ	児童	2004年 《DVD》
28	LGBTを知ろう	LGBTの人たちを取り巻く現状を理解し、職場や教育現場でどのように具体的に取組んでいけばよいのかを、イラストやデータ、事例などを豊富に盛り込んでわかりやすく解説しています。	20	性的マイノリ ティ LGBT	学習	一般	2016年 《DVD》
29	わたしらしく あなたらしく 多様な性を生きる	このビデオでは、悩みながらも自分らしく生きようとする性的マイノリティの人たちの姿を通して、多様な性が共に生きる社会はどうあるべきかを考えていきます。	38	LGBT	ドキュ メント	一般	2018年 《DVD》

八代市男女共同参画社会づくりネットワーク（八代みらいネット）

プロフィール	<p>八代みらいネット（八代市男女共同参画社会づくりネットワーク）は、男女がともにいきいきと暮らす社会づくりをめざして、地域で活動する個人や団体が集まり、平成18年に発足した団体です。</p> <p>男女共同参画についての学習会や啓発グッズの開発などの自主活動のほか、八代市主催事業（いっそ DE フェスタなど）への参画等、積極的な活動を展開しています。</p> <p>モットーは「一人の百歩よりも百人の一步」。ともに歩む仲間をいつでも募集中です。グループでも個人でも大歓迎。みなさまの参加をお待ちしています。</p>
主な活動内容	<p>出前講座、会員学習会、会員レクリエーション、啓発グッズの作成、市主催事業の受託（いっそ DE フェスタ）、通常総会（年1回）、定例会（2か月に1回）など</p>
会 員	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 個人会員 満18歳以上の者であって、八代市内に居住又は通勤・通学する者 ◇ 団体会員 八代市内に主な活動拠点を有する団体

啓発グッズ【ジェンダーかるた】



八代市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、自然豊かな山、川、海、そして実り多き平野に恵まれたふるさとで、性別にかかわらず自分らしくいきいきと暮らせる、だれもが住みたい、住み続けたいまち“やつしろ”を希望と誇りを持って、次世代につないでいきます。

そのために、男女がともに認め合い、支え合う元気都市“やつしろ”を実現します。

- 一 わたしたちは、家庭・地域・学校・職場における男女共同参画に関する教育、学習を進めて、男女共同参画意識の高いまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女の人権を尊重し、性別による差別的扱いや暴力をなくすとともに、健康でいきいきと安心して暮らせるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女がともに個性と能力を発揮でき、自分らしく多様な生き方が選択できるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女が対等なパートナーとして、あらゆる分野へ参画し、喜びも責任も分かち合うことができるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女共同参画社会の実現に向けて、市民・地域・事業所・行政が一体となって協働するまちをめざします。

ここに、八代市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

平成21年6月19日

八代市



八代市男女共同参画
シンボルマーク

発 行 者：八代市
所 属：人権政策課
発行年度：令和5年度